資料４

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

平成28年11月22日
改定　平成31年 1月 9日

玄海（げんかい）地域の緊急時対応
（全体版）

内閣府政策統括官（原子力防災担当）
玄海地域原子力防災協議会

目　次

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

1．はじめに　P.3

2．玄海（げんかい）地域の概要　P.4

3．緊急事態における対応体制　P.9

4．PAZ内の施設敷地緊急事態における対応　P.21

5．PAZ内の全面緊急事態における対応　P.38

6．UPZ内における対応　P.54

7．UPZ内の離島における対応　P.83

8．冷却告示の対象である1号機に係る対応　P.108

9．放射線防護資機材、物資、燃料の備蓄・供給体制　P.112

10．緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞの実施体制　P.129

11．原子力災害時の医療の実施体制　P.140

12．国の実動組織の支援体制　P.154

（注）本資料の地図は、（C）2016ZENRIN（Z05E-第175号）及び（C）2018ZENRIN（Z05E-第175号）を用いている。

1．はじめに

・この「玄海地域の緊急時対応」は、内閣府が設置した玄海地域原子力防災協議会において、九州電力㈱玄海原子力発電所に起因する原子力災害に関し、原子力災害対策重点区域を含む佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町の地域防災計画・避難計画や国の緊急時における対応をとりまとめたもの。

2．玄海（げんかい）地域の概要

玄海原子力発電所の概要

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- **玄海原子力発電所は、九州電力㈱が佐賀県東松浦郡玄海町に設置している原子力発電所である。**
- **玄海原子力発電所は、昭和50年10月に1号機の営業運転を開始。昭和56年に2号機、平成6年に3号機、平成9年に4号機の営業運転を開始している。なお、1号機については、平成27年4月をもって廃止となった。**

九州電力㈱玄海原子力発電所について

（1）所在地　佐賀県東松浦郡玄海町

（2）概要

1号機：55.9万ｋW・ＰＷＲ
2号機：55.9万ｋW・ＰＷＲ
3号機：118万ｋW ・ＰＷＲ
4号機：118万ｋW ・ＰＷＲ

玄海原子力発電所

出典：国土地理院ホームページ（http://maps.gsi.go.jp/#9/35.795538/136.051941）
「白地図」国土地理院（http://maps.gsi.go.jp/#10/35.533344/135.689392）をもとに内閣府（原子力防災）作成

（3）着工／運転開始／経過年数（平成31年1月現在）

1号機：昭和46年 3月／昭和50年10月／ 43年
（平成27年4月をもって廃止）
2号機：昭和51年 6月／昭和56年 3月／ 37年
3号機：昭和60年 8月／平成 6年 3月／ 24年
4号機：昭和60年 8月／平成 9年 7月／ 21年

原子力災害対策重点区域の概要

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 佐賀県、長崎県及び福岡県の地域防災計画では、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、発電所より概ね5kmを目安とするPAZ内、発電所より概ね5～30kmを目安とするUPZ内の対象地区名を明らかにしている。
- 玄海地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ内は佐賀県玄海町及び唐津市、UPZ内は3県の7市1町にまたがる。
- 冷却告示の対象である1号機に係る原子力災害対策重点区域の概要については、P109参照。

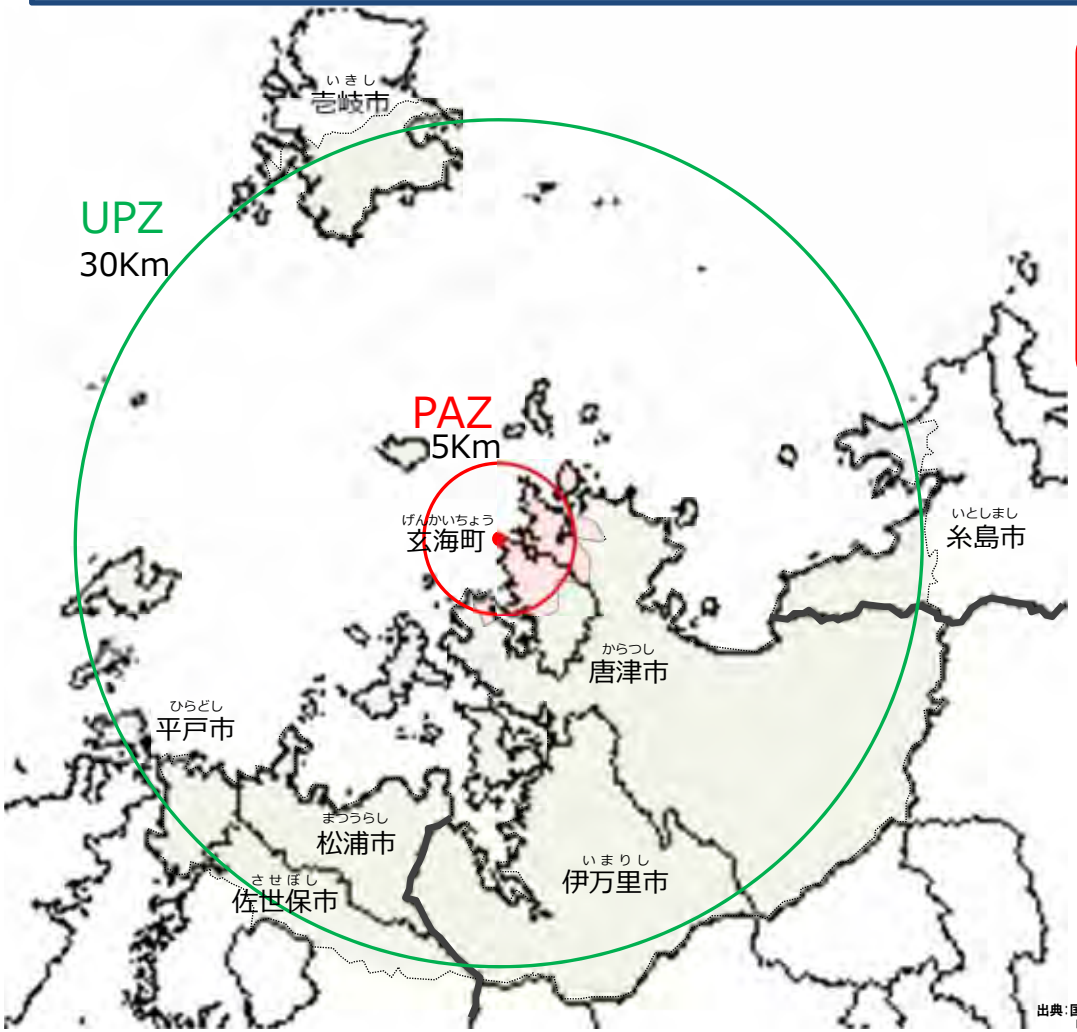

出典：国土地理院ホームページ（http://maps.gsi.go.jp/#9/35.795538/136.051941）
「白地図」国土地理院（http://maps.gsi.go.jp/#10/35.533344/135.689392）をもとに内閣府（原子力防災）作成

＜概ね5km圏内＞

PAZ（予防的防護措置を準備する区域）：
Precautionary Action Zone
⇒　急速に進展する事故を想定し、放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を実施する区域

1市1町（玄海町、唐津市）住民数：7,797人※

＜概ね5～30km圏内＞

UPZ（緊急防護措置を準備する区域）：
Urgent Protective Action Planning Zone
⇒ 事故が拡大する可能性を踏まえ、屋内退避や避難等を準備する区域

7市1町（佐賀県玄海町、唐津市、伊万里市、長崎県松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市、福岡県糸島市）
住民数：249,551人※

※佐賀県、福岡県：平成30年4月30日現在、
長崎県：平成30年4月30日・5月1日現在

原子力災害対策重点区域周辺の人口分布

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- PAZ**内人口は**7,797**人、**UPZ**内人口は**249,551**人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で**257,348**人**※**。**

関係市町名		PAZ内（概ね5km圏内）		UPZ内（概ね5～30km圏内）		合　計	
佐賀県	げんかいちょう 玄海町	3,522人	1,258世帯	2,150人	685世帯	5,672人	1,943世帯
	からつし 唐津市	4,275人	1,615世帯	118,822人	49,035世帯	123,097人	50,650世帯
	いまりし 伊万里市			55,265人	23,249世帯	55,265人	23,249世帯
小 計		7,797人	2,873世帯	176,237人	72,969世帯	184,034人	75,842世帯
長崎県	まつうらし 松浦市			23,146人	10,226世帯	23,146人	10,226世帯
	させぼし 佐世保市			10,037人	3,788世帯	10,037人	3,788世帯
	ひらどし 平戸市			10,600人	4,716世帯	10,600人	4,716世帯
	いきし 壱岐市			14,936人	6,352世帯	14,936人	6,352世帯
小 計				58,719人	25,082世帯	58,719人	25,082世帯
福岡県	いとしまし 糸島市			14,595人	6,051世帯	14,595人	6,051世帯
小 計				14,595人	6,051世帯	14,595人	6,051世帯
合　計		**7,797人**	**2,873世帯**	**249,551人**	**104,102世帯**	**257,348人**	**106,975世帯**

※佐賀県、福岡県：平成30年4月30日現在、長崎県：平成30年4月30日・5月1日現在

昼間流入人口（就労者等）の状況

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 平成27年国勢調査によると、玄海町及び唐津市全体での他地域からの昼間流入人口は、約8,300人／日。
- また、平成28年経済ｾﾝｻｽによると、九州電力関連企業を中心に413事業所、約4,400人がPAZ内にて就労。
- 就労者の多くは、自家用車又は民間企業が運行するﾊﾞｽを通勤手段としている。

	他地域からの流入人口	他地域への流出人口	差引増△減
玄海町	2,106人	1,122人	984人
唐津市	6,146人	10,384人	△4,238人

出典：平成27年国勢調査従業地・通学地集計　従業地・通学地による人口・産業等集計（総務省統計局）

PAZ内対象地区	事業所数	従業員数
玄海町	172	2,810人
唐津市（肥前町、鎮西町、呼子町）	241	1,544人
合　　計	413	4,354人

出典：平成28年経済ｾﾝｻｽ - 活動調査 町丁・大字別集計（総務省統計局）

3．緊急事態における対応体制

原子力災害対策指針が定める緊急事態の防護措置（緊急時活動ﾚﾍﾞﾙ：EAL（※1））

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

- **緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。**
- **具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。**

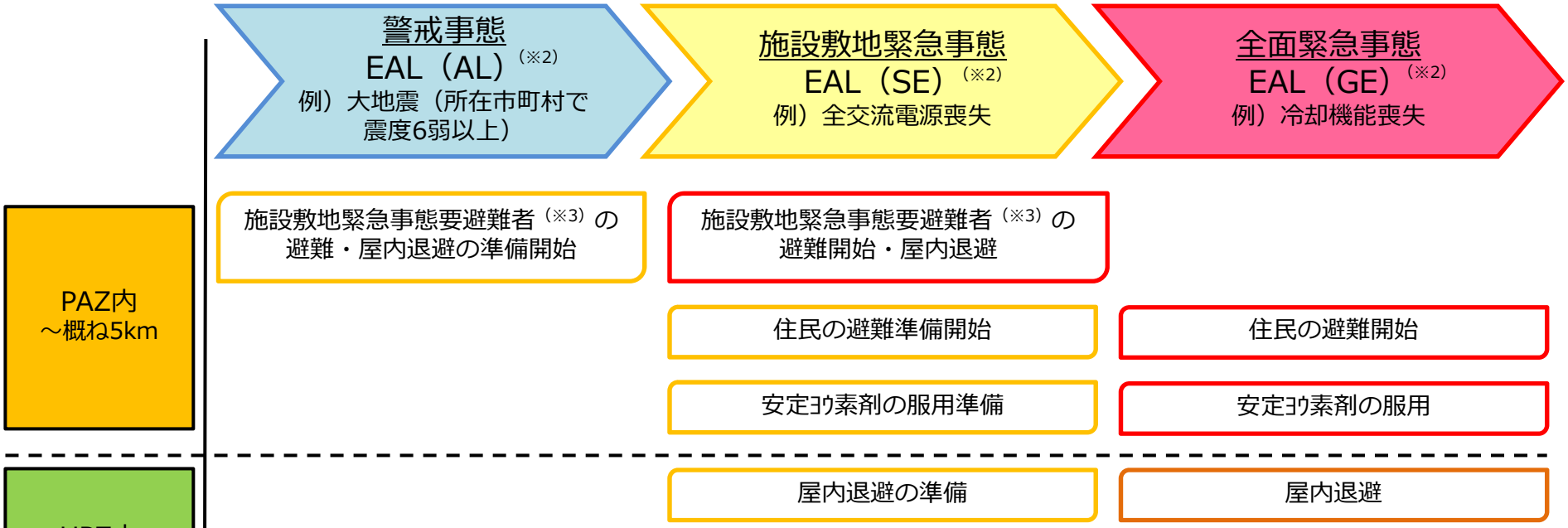

（※1） EAL（Emergency Action Level）：緊急時活動ﾚﾍﾞﾙ
原子力施設の状況に応じて、避難や屋内退避等の防護措置を実施するための判断基準

（※2） （AL）＝Alert （SE）＝Site area Emergency （GE）＝General Emergency

（※3） 避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康ﾘｽｸが高まらない要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号に定める要配慮者をいう。）、安定ﾖｳ素剤を事前配布されていない者及び安定ﾖｳ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者。

（※4） 事態の規模、時間的な推移や現地の状況に応じてUPZ内においても段階的に避難等の予防的防護措置を実施する場合あり。

（※5） UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

原子力災害対策指針が定める緊急事態の防護措置（運用上の介入ﾚﾍﾞﾙ：OIL（※））

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- **放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。**
- **また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転等の早期防護措置を講じる。**

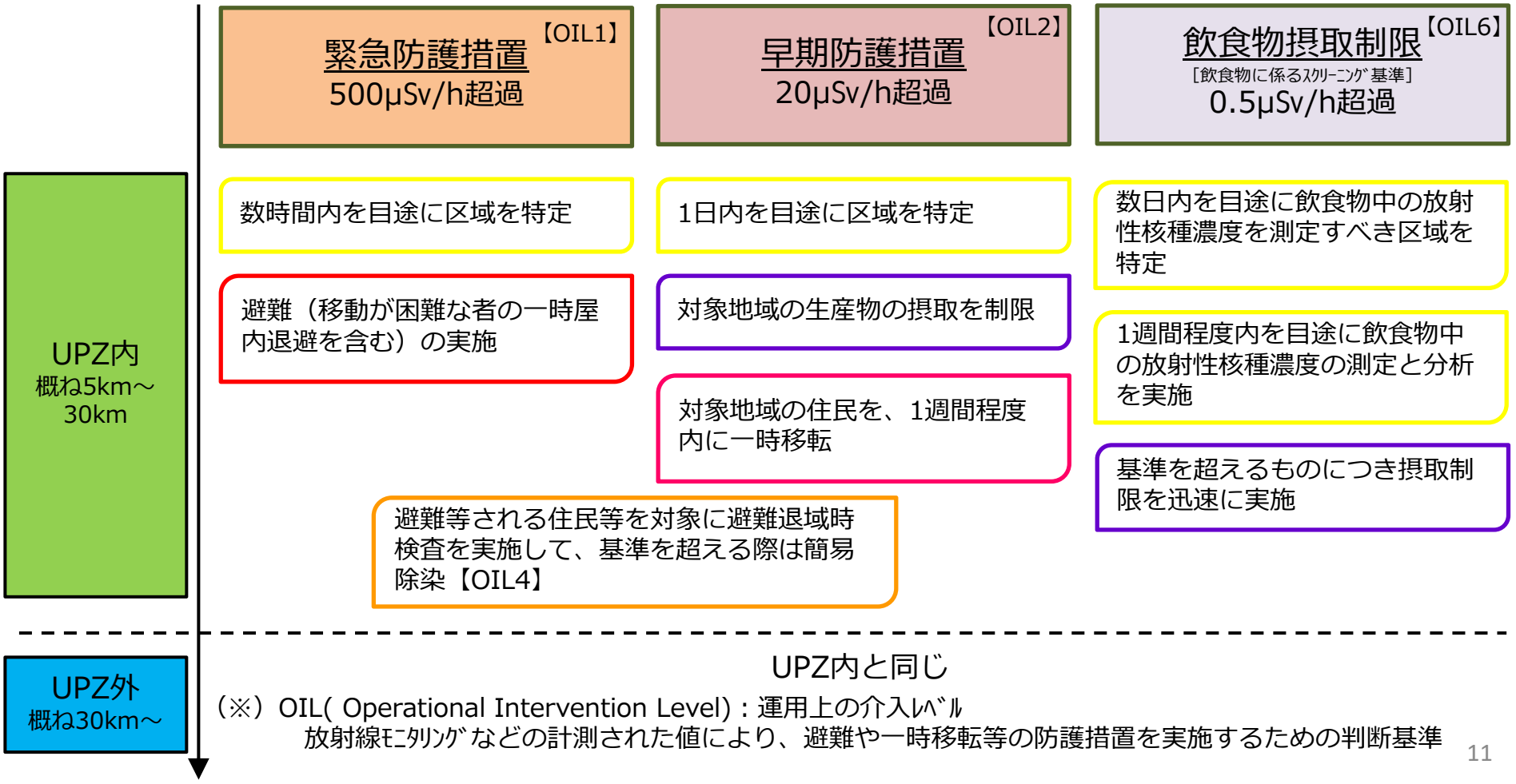

（※）OIL(Operational Intervention Level)：運用上の介入ﾚﾍﾞﾙ
放射線ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準

佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町の対応体制

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 佐賀県、唐津市及び伊万里市は、警戒事態で災害警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 長崎県、福岡県及び関係市町（唐津市及び伊万里市を除く）は、警戒事態で災害警戒本部を設置し、全面緊急事態で災害対策本部に移行。
- 関係市町の災害警戒本部では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供をはじめ、PAZ内における施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始。

壱岐市災害対策本部
玄海町災害対策本部
唐津市災害対策本部
平戸市災害対策本部
松浦市災害対策本部
伊万里市災害対策本部
佐世保市災害対策本部

長崎県災害対策本部

糸島市災害対策本部

福岡県災害対策本部

佐賀県オフサイトセンター

佐賀県災害対策本部

国の対応体制

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- **玄海町(げんかいちょう)において震度5弱以上の地震の発生を認知した場合（警戒事態の前段階から）、原子力規制庁及び内閣府(原子力防災担当)の職員が参集し、佐賀県ｵﾌｻｲﾄｾﾝﾀｰ（OFC）及び原子力規制庁緊急時対応ｾﾝﾀｰ（ERC）に原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室を立ち上げ、情報収集活動を開始。**
- **警戒事態に至った場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部に移行し、現地への要員搬送や緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞの準備を開始。**
- **施設敷地緊急事態に至った場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部の設置及び関係省庁事故対策連絡会議を開催し対応。また、内閣府副大臣及び国の職員を現地ｵﾌｻｲﾄｾﾝﾀｰ等へ派遣。**
- **全面緊急事態に至った場合、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置するとともに、県・市町等のﾒﾝﾊﾞｰからなる合同対策協議会を開催し、相互協力のための調整を行いつつ対応。**

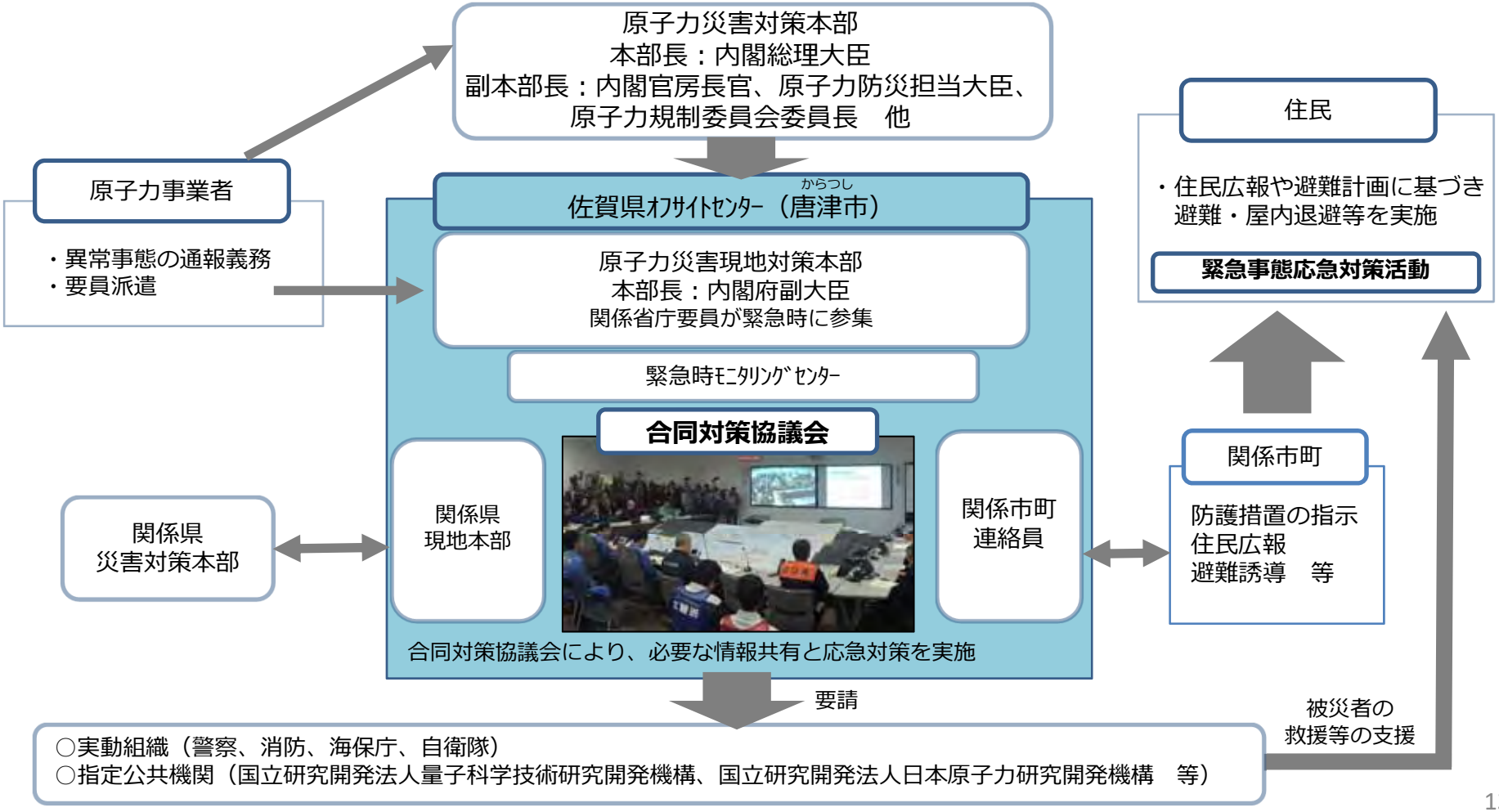

国の職員・資機材等の緊急搬送

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- **施設敷地緊急事態発生の通報後、あらかじめ定められた100人程度の国の職員等を佐賀県ｵﾌｻｲﾄｾﾝﾀｰ及び佐賀県、長崎県、福岡県に派遣。併せて必要な資機材の緊急搬送を実施。**
- **その後、状況に応じて追加要員及び資機材の緊急搬送を実施。**

＜具体的な移動及び輸送支援のｽｷｰﾑ＞

事故対策本部
↓ 必要に応じ輸送支援を依頼
緊急輸送関係省庁
（警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、防衛省）
→ 輸送支援
国の職員
必要な資機材　等
↓
ｵﾌｻｲﾄｾﾝﾀｰ等

ｵﾌｻｲﾄｾﾝﾀｰへの派遣（自衛隊、警察による輸送支援の一例）

環境省・内閣府～入間基地～佐賀空港～佐賀県ｵﾌｻｲﾄｾﾝﾀｰ

※平成15年度原子力総合防災訓練の想定を参考
※平成29年度原子力総合防災訓練では福岡空港を利用

ｵﾌｻｲﾄｾﾝﾀｰの放射線防護対策・電源対策

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 佐賀県ｵﾌｻｲﾄｾﾝﾀｰは、耐震構造、鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造2階建ての構造になっている。
- 放射線防護対策
  ・放射性物質除去ﾌｨﾙﾀｰ・換気設備・除染設備を整備済み。
- 電源対策
  ・無停電電源装置、自家用発電機を設置（7日間分の電源を確保）。
  ・佐賀県は、佐賀県石油業協同組合と協定を締結しており、ｵﾌｻｲﾄｾﾝﾀｰなどの災害対策上重要な防災拠点等に優先給油される仕組みを構築。
  ・自家用発電機の燃料不足時には、九州電力が継続して燃料補給を実施。

佐賀県ｵﾌｻｲﾄｾﾝﾀｰ（唐津市）
（発電所からの距離約13km）

仮にｵﾌｻｲﾄｾﾝﾀｰが機能不全に陥った場合でも、代替ｵﾌｻｲﾄｾﾝﾀｰに移動し、対応可能

玄海原子力発電所の代替ｵﾌｻｲﾄｾﾝﾀｰ

○佐賀県庁（佐賀市）：約52km
（自家用発電機を整備、3日間稼働）

○長崎県消防学校（大村市）：約66km
（九州電力の電源車による電源の供給を実施）

※距離はいずれも発電所からの直線距離

連絡体制の確保

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- **一般回線が通信不全の時には、原子力災害対策用に整備されているTV会議回線を含む専用通信回線を使用し、更に専用通信回線が不全の場合は、衛星回線を使って、連絡体制を確保。**
- **その他、中央防災無線、衛星携帯電話などを使用し、連絡体制を確保。**

＜一般回線及び専用通信回線が使用不能の場合＞

佐賀県ｵﾌｻｲﾄｾﾝﾀｰ

統合原子力防災ﾈｯﾄﾜｰｸ　衛星回線

中央防災無線

J-Alert

原子力災害対策本部等の国の機関

地域衛星通信ﾈｯﾄﾜｰｸ

衛星携帯電話

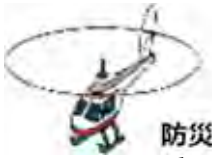

防災ﾍﾘｺﾌﾟﾀｰ

移動局
（公用車等）

長崎県庁

福岡県庁

佐賀県庁

関係市町

消防機関

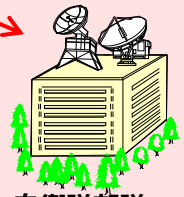

自衛隊部隊

防災行政無線

県防災情報ﾈｯﾄﾜｰｸ（地上系・衛星系）

住民への情報伝達体制

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 防護措置（避難、屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等）が必要になった場合は、原子力災害対策本部等から、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町にその内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- 関係市町は、防災行政無線、CATV、緊急速報メールサービス、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。

住　民

情報伝達

関係県、関係市町

TV会議等を活用し迅速に情報伝達

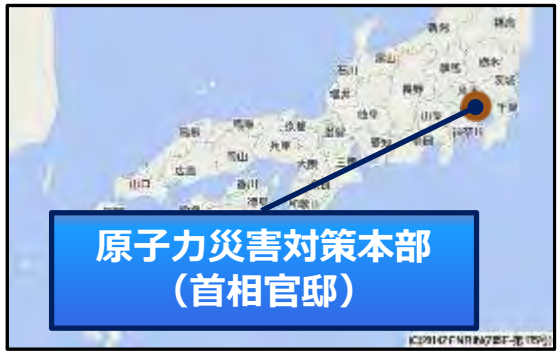

＜関係市町が整備する住民への主な情報伝達手段＞

防災行政無線（戸別受信機）
※文字表示機能付きの例

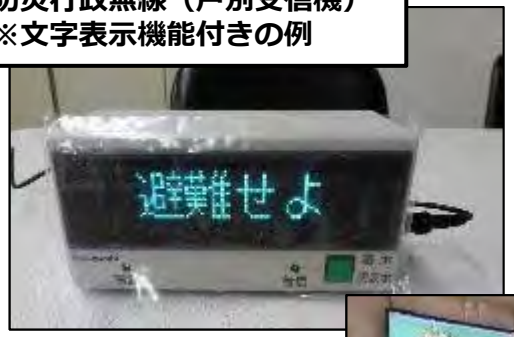

CATV

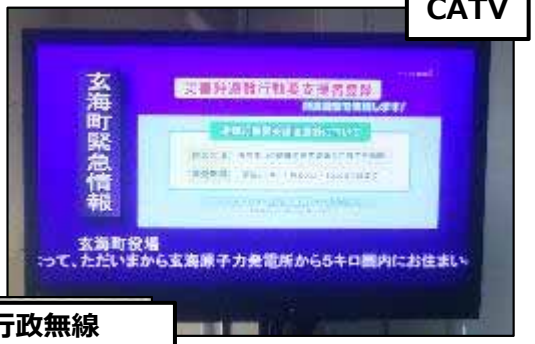

防災行政無線
（市町からの発信）

防災行政無線
（屋外拡声子局）

広報車

観光客等一時滞在者への情報伝達体制

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町は、PAZ及びUPZ内の観光客等一時滞在者に対し、警戒事態の段階で、帰宅等の呼びかけを行う。
- 佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町は、防災行政無線、CATV、緊急速報ﾒｰﾙｻｰﾋﾞｽ、広報車等により観光客等一時滞在者に情報を伝達（17頁と同様）。
- その後、事態の進展に伴い、防護措置（避難、屋内退避、一時移転、安定ﾖｳ素剤の服用指示等）が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部等から、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供し、観光客等一時滞在者に伝達。

【緊急速報ﾒｰﾙｻｰﾋﾞｽ（ｲﾒｰｼﾞ）】

受信ﾒｰﾙ

2018/7/28　午後3:00
緊急情報
（○○市・町）からのお知らせです。先ほどの地震による影響について、玄海原子力発電所の安全確認を行っています。現在、放射性物質の放出は確認されていませんが、今後、避難等を行っていただく可能性があります。観光客等一時滞在者の皆様は、避難等の準備をするため、帰宅や宿泊先に戻るなどしてください。住民の皆様も、現在のところ避難や屋内退避を行う必要はありません。県や市町の情報に注意し、落ち着いて行動してください。
（○○市・町）

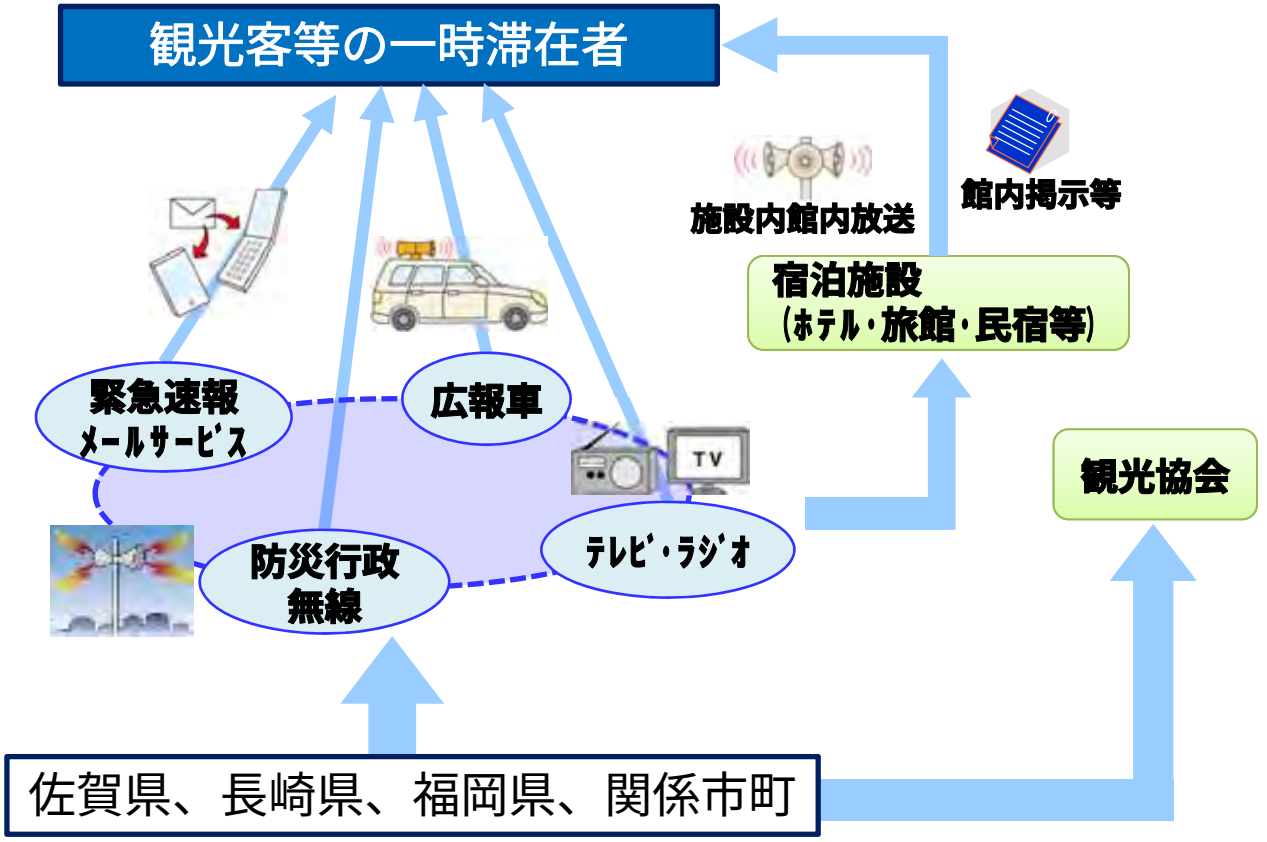

国の広報体制

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- **迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸（内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明）において実施。**
- **現地での記者会見については、佐賀県ｵﾌｻｲﾄｾﾝﾀｰにおいて実施。**
- **必要に応じ、在京外交団等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて各国政府等にも情報提供。**

【主な広報事項】

①事故の発生日時及び概要

②事故の状況と今後の予測

③原子力発電所における対応状況

④行政機関の対応状況

⑤住民等がとるべき行動

⑥避難対象区域及び屋内退避区域

一元的に情報発信を行うことができる体制を構築するとともに、発信した情報を共有

【情報発信のｲﾒｰｼﾞ】

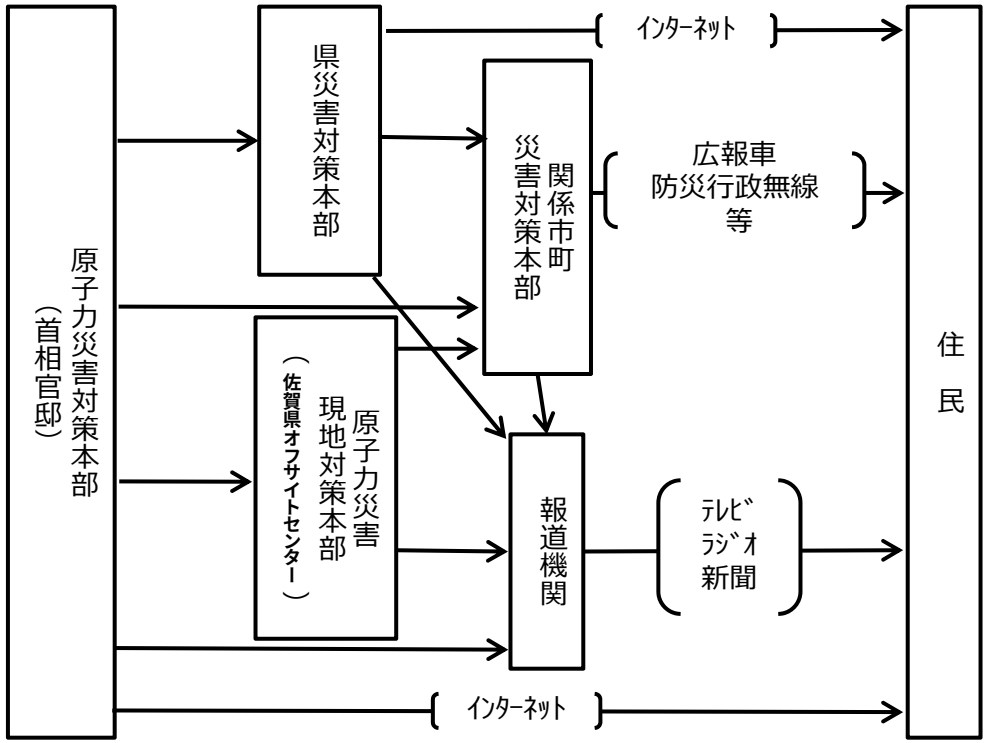

佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町、国等による住民相談窓口の設置

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町における対応

- 佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町は、住民からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する健康相談窓口（心身の健康相談）等を設置。

国における対応

- 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等は、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備。また、住民等のﾆｰｽﾞを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を実施。
- 佐賀県ｵﾌｻｲﾄｾﾝﾀｰでは、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町の問合せ対応を支援。

原子力事業者（九州電力）における対応

- 原子力事業者（九州電力）は、原子力災害発生時、直ちに本店内に相談窓口を設置し、住民からの問合せに対応。また、損害賠償請求への対応として、申出窓口を設置し、各種損害賠償の受付や請求者との協議等、適切に対応。

住民等のﾆｰｽﾞを見極め、柔軟に対応

①事故の発生日時及び概要
②事故の状況と今後の予測
③原子力発電所における対応状況
④行政機関の対応状況
⑤住民等がとるべき行動
⑥避難対象区域及び屋内退避区域
⑦被災企業等への援助・助成措置

4．PAZ内の施設敷地緊急事態における対応

＜対応のﾎﾟｲﾝﾄ＞

1. PAZ内の学校･保育所の児童･生徒等については、警戒事態で保護者への引渡しを実施するが、保護者への引渡しができなかった児童･生徒等について移動手段を確保し、避難を開始すること。
2. PAZ内における医療機関の入院患者や社会福祉施設の入所者を、あらかじめ定められた避難先施設等へ移送すること。ただし、避難の実施により健康ﾘｽｸが高まる者は、放射線防護対策を講じた屋内退避施設に屋内退避すること。
3. PAZ内における在宅の避難行動要支援者を、あらかじめ定められた避難先へ移送すること。ただし、避難の実施により健康ﾘｽｸが高まる者は、放射線防護対策を講じた近傍の屋内退避施設へ移送すること。
4. 全面緊急事態に備えて、PAZ内の住民に避難準備を呼びかけるとともに、集合場所、避難所の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

玄海地域における初動対応

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 佐賀県は、警戒事態に至った段階で、佐賀県庁に災害警戒本部を設置し、約50人の要員が参集。
- 玄海町は、警戒事態に至った段階で、玄海町役場に災害警戒本部を設置し、約120人の要員が参集。
- 唐津市は、警戒事態に至った段階で、唐津市役所に災害警戒本部を設置するとともに、PAZを管轄する肥前市民センター、鎮西市民センター、呼子市民センターにそれぞれの対策支部を設置。災害警戒本部及び3つの対策支部あわせて、約210人の要員が参集。
- 警戒事態に至った段階で、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備のため、佐賀県、玄海町及び唐津市は、集合場所、社会福祉施設等に避難用車両等の手配を開始。また玄海町及び唐津市は、PAZ内の集合場所（玄海町15地区、唐津市12地区）の設置準備を開始するとともに、各集合場所に避難誘導員を派遣。
- 玄海町及び唐津市は、各地域の自主防災組織や消防団と情報共有を図り、地域コミュニティと一体となった避難誘導体制を構築。

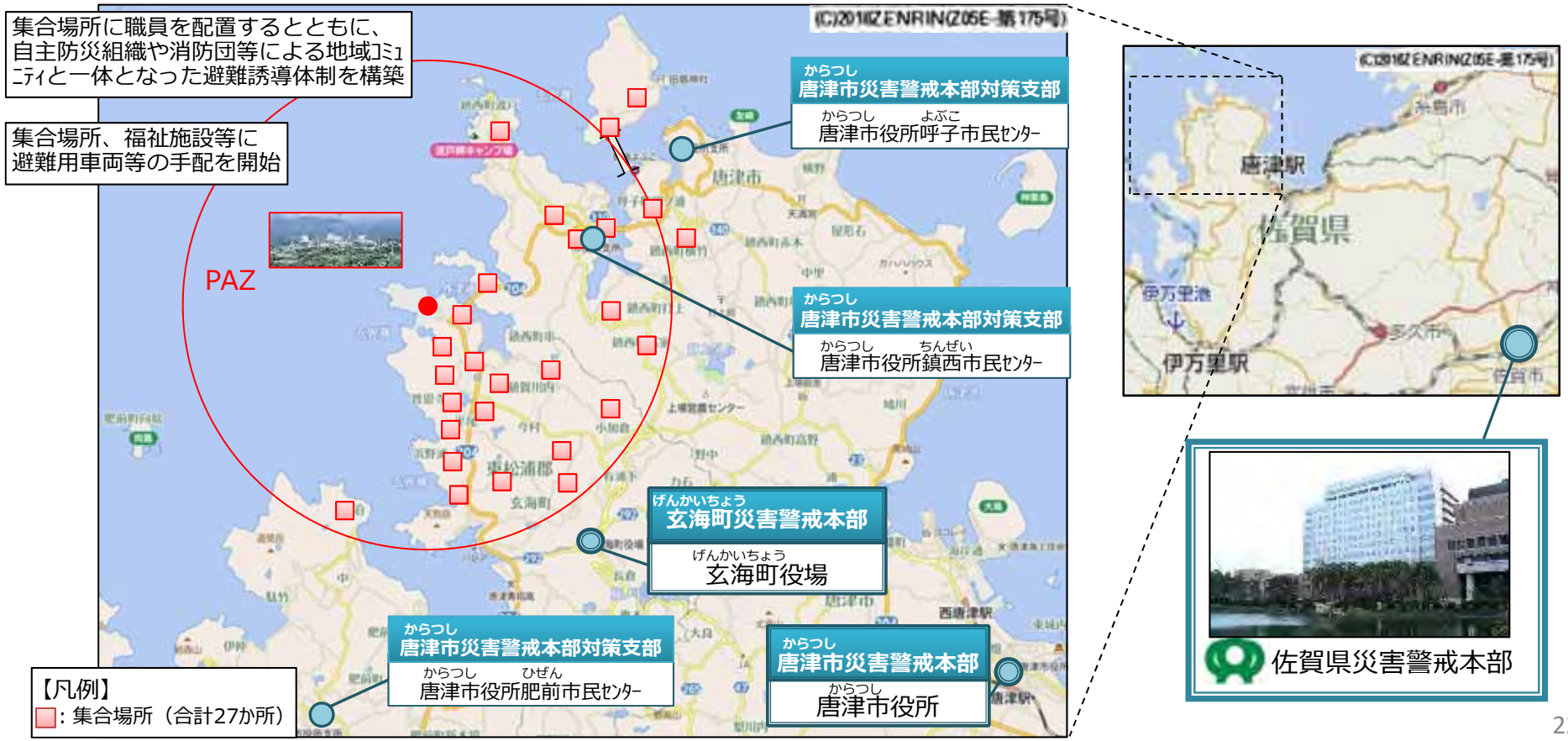

住民への情報伝達

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 玄海町及び唐津市は、防災行政無線、広報車、CATV、緊急速報ﾒｰﾙｻｰﾋﾞｽ等を活用し、住民に情報を伝達。また、PAZ内避難の対象となる27か所の集合場所へ派遣された各市町の職員は、防災行政無線や衛星携帯電話等により、各市町と情報を共有。
- 玄海町及び唐津市は、集合場所を拠点に、自主防災組織や消防団等と協力し、携帯端末や移動系防災行政無線等により、各市町と避難者の状況や避難誘導体制等、地区単位のｺﾐｭﾆﾃｨを活用した情報共有を実施。
- 小中学校、保育所、医療機関、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は各市町から実施。

消防団車両等による広報活動の実施

CATVにより各戸へ情報伝達

緊急速報ﾒｰﾙｻｰﾋﾞｽなどにより住民へ情報伝達

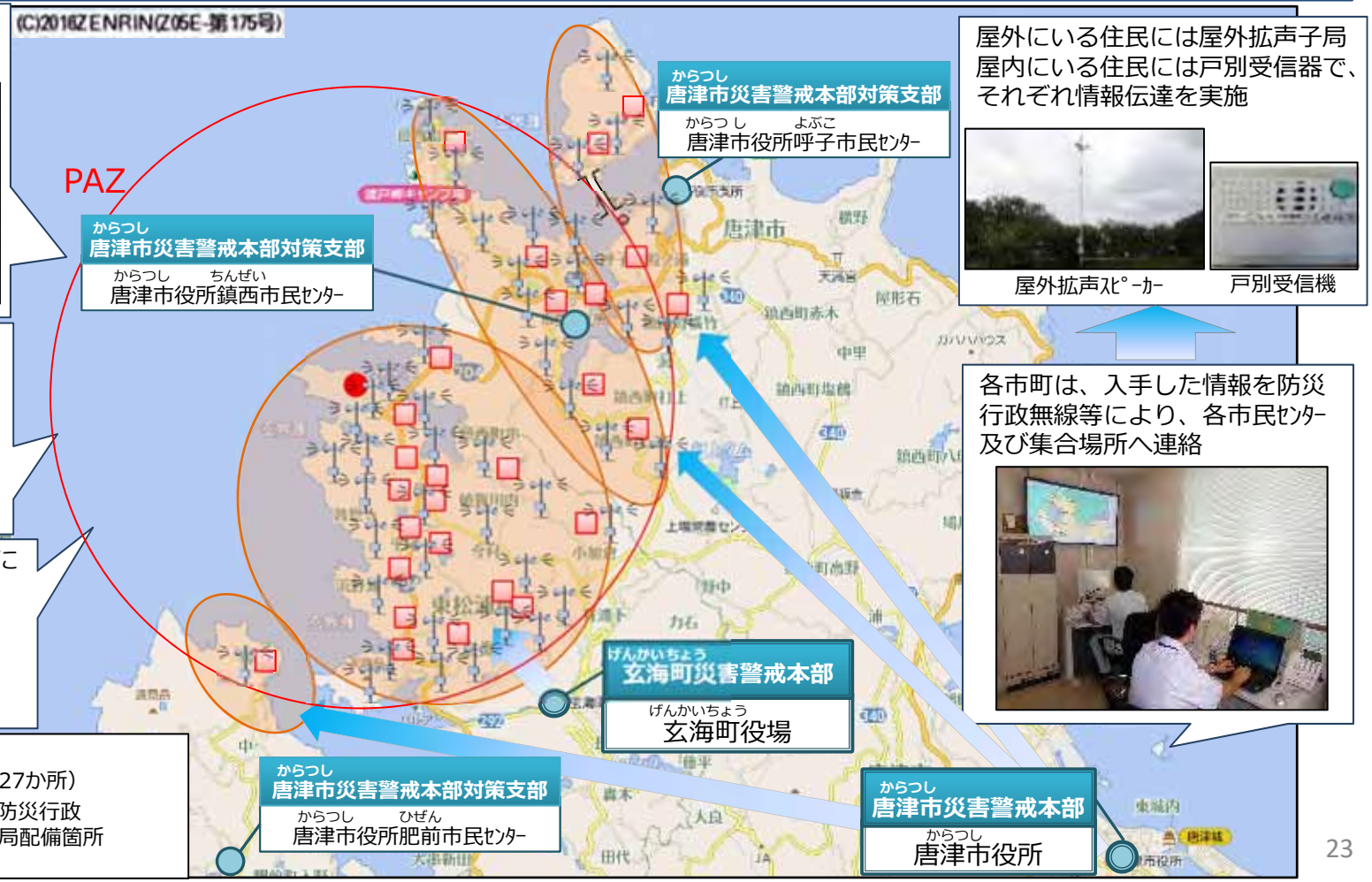

【凡例】
- □：集合場所（合計27か所）
- ：PAZ内における防災行政無線屋外拡声子局配備箇所（合計49か所）

PAZ内における避難体制

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 警戒事態が発生した場合、玄海町及び唐津市は、住民への広報、佐賀県に対して避難用車両等の手配依頼、避難所及び福祉避難所の開設準備を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者は、避難準備等を行う。
- 施設敷地緊急事態になった場合、玄海町及び唐津市は、住民へ避難準備の周知を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者は、支援者が同行することで避難可能な者等はあらかじめ定められた避難所への避難を開始。福祉避難所へ移動が必要な者は、避難所で指定された近隣の福祉避難所へ移動。なお、避難の実施により健康ﾘｽｸが高まる者は、放射線防護対策施設にて屋内退避を実施。
- 全面緊急事態になった場合、玄海町及び唐津市は住民に避難を指示。自家用車で避難が可能な住民は避難所へ移動。自家用車による避難が困難な住民は、集合場所に集合し、避難所へ移動。その後、避難所から福祉避難所へ移動。

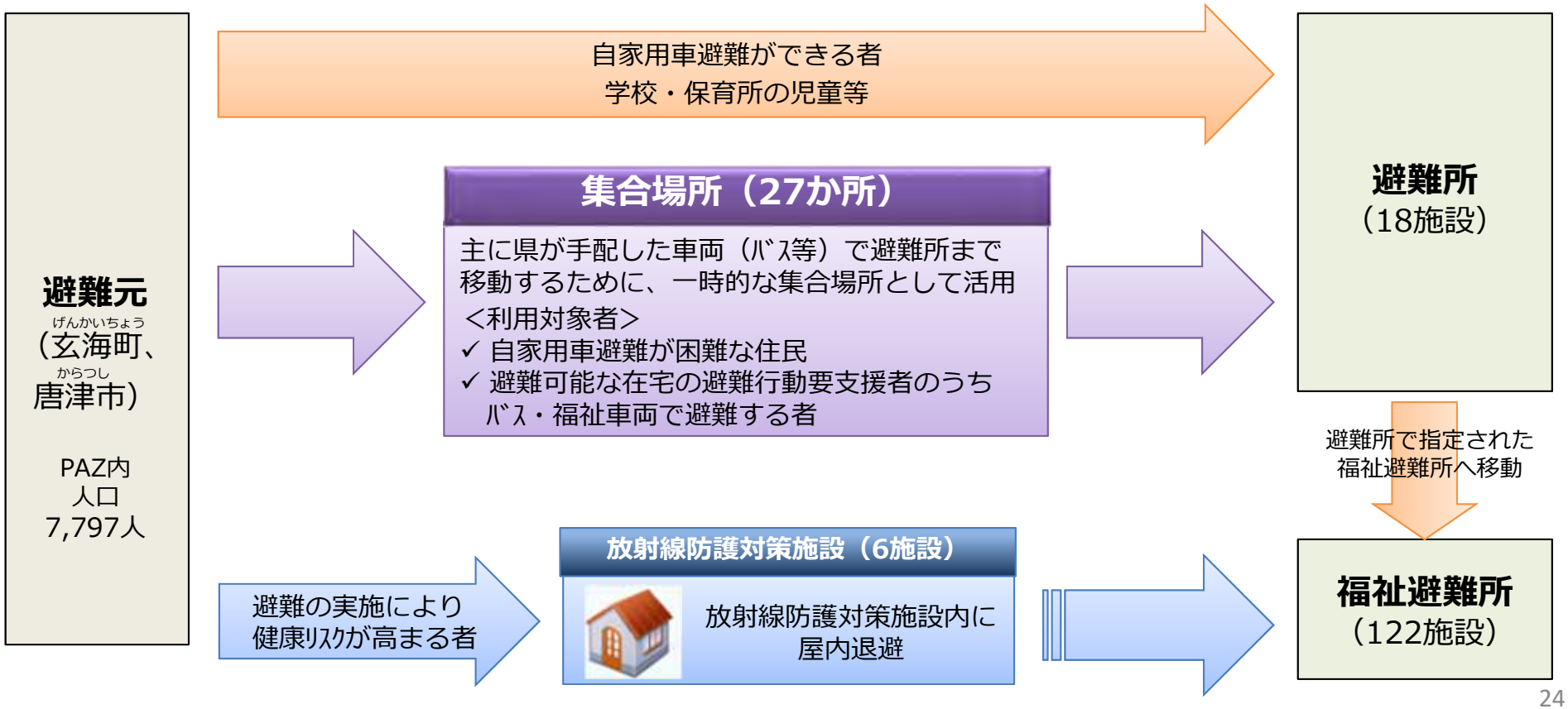

PAZ内の学校・保育所の児童等の避難

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

- **PAZ内の小中学校の児童等（2施設、336人）及び保育所の幼児（3施設、208人）は、警戒事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者へ引き渡す。**
- **保護者への引渡しができない児童等は、施設敷地緊急事態になった場合、教職員等とともに佐賀県が「災害時における緊急輸送に関する協定」※に基づきPAZ内市町のﾊﾞｽ会社が保有するﾊﾞｽで避難し、避難先において保護者に引き渡す。**
- **全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済み。**

※　佐賀県と一般社団法人佐賀県ﾊﾞｽ・ﾀｸｼｰ協会（協力事業者26社）が、平成29年6月6日に締結

市町名	学校・保育所名称	人数		
		児童等	職員	合計
玄海町（げんかいちょう）	ふたば園	125人	30人	155人
唐津市（からつし）	なごや保育園	60人	19人	79人
	加部島（かべしま）保育園	23人	8人	31人
	名護屋（なごや）小学校	107人	14人	121人
	海青（かいせい）中学校	229人	28人	257人
（5施設）　合計		**544人**	**99人**	**643人**

※児童等の人数については、 平成30年5月1日現在。

警戒事態

（1）避難準備
（2）児童等の保護者への引渡し

児童等の引渡し

保護者が児童等を引き取り

施設敷地緊急事態

引渡しが出来なかった児童等と職員が共に県・市町手配のﾊﾞｽで指定先施設に避難。

避難の準備

全面緊急事態

避難の開始

避難先施設（学校・保育所が所在する地区の避難先）

ふたば園　　：小城市（おぎし）まちなか市民交流ﾌﾟﾗｻﾞ（小城市（おぎし））
なごや保育園：老人福祉ｾﾝﾀｰ「別館」（江北町（こうほくまち））
加部島（かべしま）保育園：白石町福富（しろいしちょうふくどみ）ゆうあい館（白石町（しろいしちょう））
名護屋（なごや）小学校：佐賀県立佐賀農業高等学校（白石町（しろいしちょう））
海青（かいせい）中学校　：交流ｾﾝﾀｰﾈｲﾌﾞﾙ（江北町（こうほくまち））

児童等の引渡し

避難先施設
（児童等が住居している地区の避難先）

PAZ内の医療機関・社会福祉施設の避難

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

- PAZ内の医療機関（1施設8人）及び社会福祉施設（7施設231人）の全てについて、避難計画を策定済み。医療機関については、入院患者の状況等をふまえ、佐賀県が避難先となる災害拠点病院を選定。
  社会福祉施設については、30km圏外の佐賀市、多久市、小城市、江北町にある施設に避難先を確保。
- 避難の実施により健康ﾘｽｸが高まる者は、放射線防護対策を講じた屋内退避施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。避難可能な入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、佐賀県が受入先を調整。

＜PAZ内8施設の入所者等の避難の考え方＞

避難元施設

市町名	施設名	施設種別	定員数
玄海町	堀田医院	医療機関	8人

計8人

＜放射線防護対策施設＞

市町名	施設名	施設種別	定員数
玄海町	玄海園	特別養護老人ﾎｰﾑ	100人
唐津市	宝寿荘	特別養護老人ﾎｰﾑ	80人

計180人
（避難の実施により健康ﾘｽｸが高まる者68人）
（それ以外の者112人）

市町名	施設名	施設種別	定員数
玄海町	ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ つばき	認知症ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ	9人
玄海町	ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ 玄海園	認知症ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ	9人
玄海町	高齢者向け住宅玄海園	有料老人ﾎｰﾑ	10人
玄海町	宅幼老所 玄海園	地域共生ｽﾃｰｼｮﾝ	5人
唐津市	ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ なごやか	認知症ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ	18人

計51人

※1

※2

自施設（放射線防護対策施設）内に屋内退避

※3

※4

※5

避難先施設

避難先	受入見込人数
災害拠点病院（県内1施設）	8人

計8人

施設種別	市町名	受入見込人数
特別養護老人ﾎｰﾑ	佐賀市（3施設） 多久市（1施設） 小城市（4施設）	180人

計180人

避難先		受入見込人数
避難所	佐賀市（2施設） 小城市（2施設） 江北町（1施設）	51人

計51人

※1　佐賀県が避難先となる災害拠点病院を選定
※2　避難の実施により健康ﾘｽｸが高まる者は自施設内で屋内退避
※3　輸送等の避難準備完了後、あらかじめ定められた避難先施設へ避難
※4　避難可能な入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難
※5　福祉避難所へ移動が必要な者は、避難所で指定された福祉避難所へ移動

玄海町におけるPAZ内の在宅の避難行動要支援者への対応

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- **玄海町では、在宅の避難行動要支援者167人全員に支援者がいることを確認。**
- **支援者の同行により避難可能な者は、支援者と共に集合場所等から、佐賀県又は玄海町が確保するﾊﾞｽや福祉車両で避難所へ移動。その後、福祉避難所へ移動が必要な者は、避難所で指定された近隣の福祉避難所へ移動。**
- **避難の実施により健康ﾘｽｸが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で、近傍の放射線防護対策施設へ移動。輸送等の避難準備完了後、避難を実施。**

支援者が同行することで避難可能な者

支援者と共に徒歩
又は車両で移動

161人（支援者161人）

集合場所※1
（15か所）
※P33参照

ﾊﾞｽ・福祉
車両で移動

避難所
（8施設）
※P39参照

避難所で指定された福祉避難所へ移動

福祉避難所※2
（122施設）

収容可能人数：
9,646人

※1 集合場所まで移動困難な者は、自宅から避難先に搬送

避難の実施により健康ﾘｽｸが高まる者

支援者の車両又は福祉車両で移動

6人（支援者6人）

放射線防護対策施設
玄海町：玄海園
唐津市：ひぜん荘

輸送等の避難準備
完了後、避難を実施。

※2
避難所から近い福祉避難所を順次使用

唐津市におけるPAZ内の在宅の避難行動要支援者への対応

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

- **唐津市では、在宅の避難行動要支援者277人のうち241人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、支援者の確保に向け調整。また、支援者を確保できない場合においても、行政職員、自治会、消防団員等の協力により避難できる体制を整備。**
- **支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両や、佐賀県又は唐津市が確保するﾊﾞｽや福祉車両で避難所へ移動。その後、福祉避難所へ移動が必要な者は、避難所で指定された近隣の福祉避難所へ移動。**
- **避難の実施により健康ﾘｽｸが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で、近傍の放射線防護対策施設へ移動。輸送等の避難準備完了後、避難を実施。**

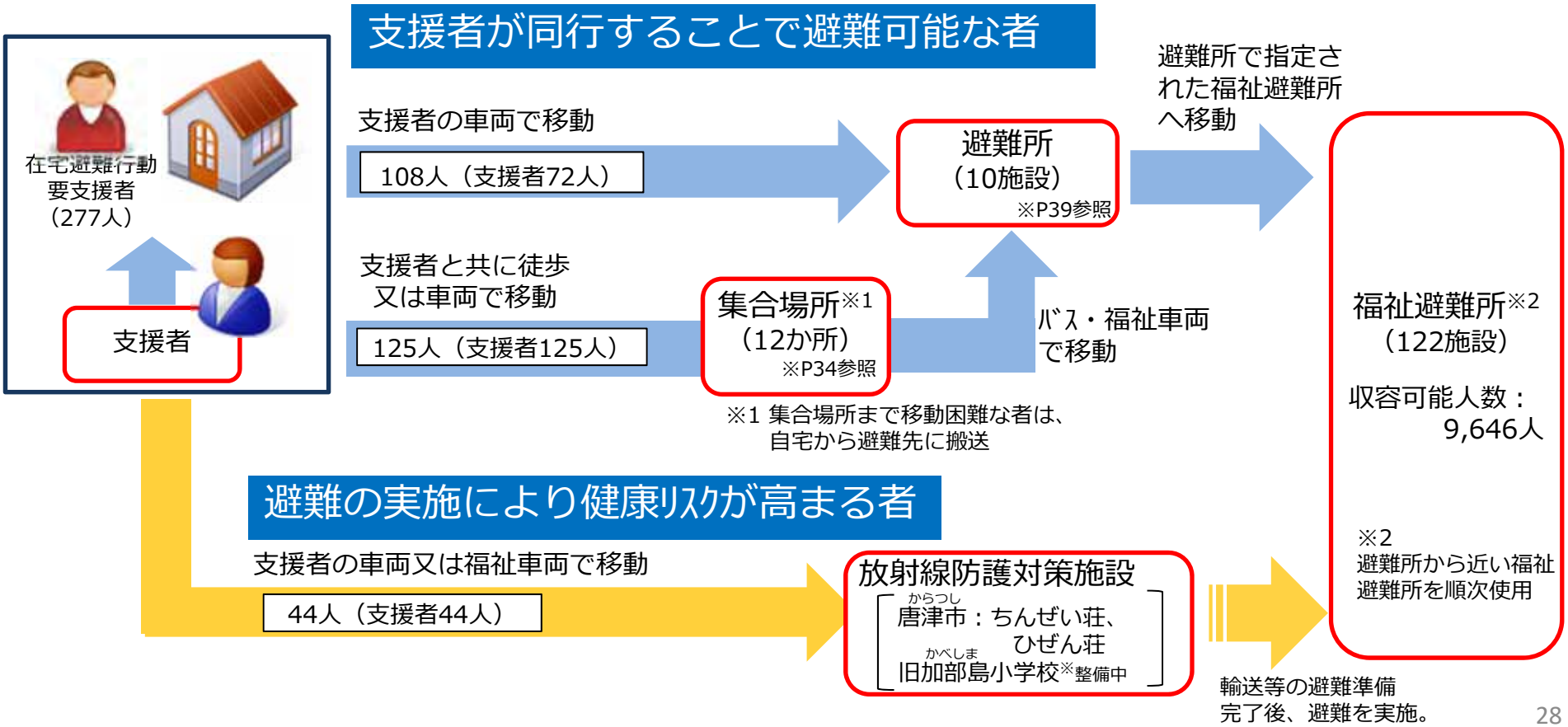

支援者が同行することで避難可能な者

避難の実施により健康ﾘｽｸが高まる者

玄海町（げんかいちょう）における施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

➢ **施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数636人について、ﾊﾞｽ15台、福祉車両20台（ｽﾄﾚｯﾁｬｰ仕様6台、車椅子仕様14台）。**

	想定対象人数※1	必要車両台数			備考
		ﾊﾞｽ※2	福祉車両（ｽﾄﾚｯﾁｬｰ仕様）	福祉車両（車椅子仕様）	
保育所の幼児等の避難	155人（児童等125人+職員30人）（1か所）	4台（児童等125人+職員30人）	0台	0台	保護者への引き渡しによりその分必要車両台数は減少。【資料P25参照】
医療機関及び社会福祉施設の入所者等の避難	147人（入所者102人+職員45人）（6か所）	3台（入所者92人+職員35人）	0台	3台（入所者10人+職員10人）	【福祉車両（車椅子仕様）】1台あたり4人の入所者等と4人の支援者の搬送を想定【資料P26参照】
在宅の避難行動要支援者及びその支援者を避難先施設に輸送	322人（要支援者161人+支援者 161人）	8台（要支援者127人+支援者 127人）	0台	11台（要支援者34人+支援者34人）	【福祉車両（車椅子仕様）】1台あたり4人の避難行動要支援者と4人の支援者の搬送を想定【資料P27参照】
在宅の避難行動要支援者について、避難の実施により健康ﾘｽｸが高まる者及びその支援者を放射線防護対策施設に輸送※3	12人（要支援者6人+支援者6人）	0台	6台（要支援者6人+支援者6人）	0台	【福祉車両（ｽﾄﾚｯﾁｬｰ仕様）】1台あたり1人の避難行動要支援者と1人の支援者の搬送を想定【資料P27参照】
合　計	**636人**	**15台**	**6台**	**14台**	

※1　数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値
※2　ﾊﾞｽは1台あたり46人の乗車を想定
※3　「避難の実施により健康ﾘｽｸが高まる者」は、輸送の準備が整うまで放射線防護対策施設に屋内退避

玄海町（げんかいちょう）における施設敷地緊急事態での輸送能力の確保

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

➢ **施設敷地緊急事態発生時には、保育所、医療機関、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者の避難のために、玄海町（げんかいちょう）、社会福祉施設、九州電力等が配備する車両のほか、佐賀県が「災害時における緊急輸送に関する協定」※1に基づきPAZ内市町のﾊﾞｽ会社が保有する車両により、必要車両台数を確保。**

		確保車両台数			備考
		ﾊﾞｽ※2	福祉車両（ｽﾄﾚｯﾁｬｰ仕様）	福祉車両（車椅子仕様）	
（A）最大必要車両台数		15台 536人分（対象者344人+支援者等192人）	6台 12人分（対象者6人+支援者等6人）	14台 88人分（対象者44人+支援者等44人）	【資料P29参照】
（B）車両確保台数		計15台以上	計6台以上	計14台以上	
確保先	玄海町（げんかいちょう）、社会福祉施設等が保有する車両	－	1台×3往復※3 6人分（対象者3人+支援者等3人）	9台 28人分（対象者14人+支援者等14人）	【福祉車両（ｽﾄﾚｯﾁｬｰ）】 1台あたり1人の対象者とその支援者等の搬送を想定 【福祉車両（車椅子仕様）】 1台あたり1人の対象者とその支援者等の搬送を想定した車両が4台、2人の対象者とその支援者等の搬送を想定した車両が5台
	PAZ内市町のﾊﾞｽ会社が保有する車両	15台以上 536人分（対象者344人+支援者等192人）	－	－	PAZ内市町のﾊﾞｽ会社が保有する車両総数173台
	九州電力が配備する車両	－	1台以上×3往復※3 6人分（対象者3人+支援者等3人）	8台以上 60人分（対象者30人+支援者等30人）	九州電力が近隣事業所等に車両を配備 【福祉車両（ｽﾄﾚｯﾁｬｰ）】 1台あたり1人の対象者とその支援者等の搬送を想定 【福祉車両（車椅子仕様）】 1台あたり4人の対象者とその支援者等の搬送を想定

※1　佐賀県と一般社団法人佐賀県ﾊﾞｽ･ﾀｸｼｰ協会（協力事業者26社）が、平成29年6月6日に締結
※2　ﾊﾞｽは1台あたり46人の乗車を想定
※3　福祉車両（ｽﾄﾚｯﾁｬｰ仕様）計2台は、屋内退避施設までﾋﾟｽﾄﾝ輸送（3往復）での搬送を想定
※4　不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施

唐津市（からつし）における施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

➢ **施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数952人について、ﾊﾞｽ23台、福祉車両18台（車椅子仕様18台）。**

	想定対象人数※1	必要車両台数			備考
		ﾊﾞｽ※2	福祉車両（ｽﾄﾚｯﾁｬｰ仕様）	福祉車両（車椅子仕様）	
学校・保育所の児童等の避難	488人（児童等419人+職員69人）（4か所）	12台（児童等419人+職員69人）	0台	0台	保護者への引き渡しによりその分必要車両台数は減少。【資料P25参照】
社会福祉施設の入所者等の避難	126人（入所者69人+職員57人）（2か所）	3台（入所者69人+職員57人）	0台	0台	【資料P26参照】
在宅の避難行動要支援者及びその支援者を避難先施設に輸送	250人（要支援者125人+支援者125人	8台（要支援者102人+支援者102人）	0台	6台（要支援者23人+支援者23人）	【福祉車両（車椅子仕様）】1台あたり4人の避難行動要支援者と4人の支援者の搬送を想定【資料P28参照】
在宅の避難行動要支援者について、避難の実施により健康ﾘｽｸが高まる者及びその支援者を放射線防護対策施設に輸送※3	88人（要支援者44人+支援者44人）	0台	0台	12台（要支援者44人+支援者44人）	【福祉車両（車椅子仕様）】1台あたり4人の避難行動要支援者と4人の支援者の搬送を想定【資料P28参照】
合　計	**952人**	**23台**	**0台**	**18台**	

※1　数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値
※2　ﾊﾞｽは、地域特性を踏まえ、3種類の乗車人数（大型ﾊﾞｽ：46人乗り、中型ﾊﾞｽ：35人乗り、小型ﾊﾞｽ：20人乗り）を想定
※3　「避難の実施により健康ﾘｽｸが高まる者」は、輸送の準備が整うまで放射線防護対策施設に屋内退避

唐津市における施設敷地緊急事態での輸送能力の確保

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

➢ **施設敷地緊急事態発生時には、学校・保育所、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者の避難のために、唐津市、社会福祉施設、九州電力等が配備する車両のほか、佐賀県が「災害時における緊急輸送に関する協定」※1に基づきPAZ内市町のﾊﾞｽ会社が保有する車両により、必要車両台数を確保。**

		確保車両台数			備考
		ﾊﾞｽ※2	福祉車両（ｽﾄﾚｯﾁｬｰ仕様）	福祉車両（車椅子仕様）	
（A）最大必要車両台数		23台 818人分(対象者590人+支援者等228人)	－	18台 134人分(対象者67人+支援者等67人)	【資料P31参照】
（B）車両確保台数		計23台以上	－	計18台以上	
確保先	唐津市、社会福祉施設等が保有する車両	－	－	16台 38人分（対象者19人+支援者等19人）	【福祉車両（車椅子仕様）】 1台あたり1人の対象者とその支援者等の搬送を想定した車両が13台、2人の対象者とその支援者等の搬送を想定した車両が3台
	PAZ内市町のﾊﾞｽ会社が保有する車両	23台以上 818人分(対象者590人+支援者等228人)	－	－	PAZ内市町のﾊﾞｽ会社が保有する車両総数173台
	九州電力が配備する車両	－	－	2台以上 8人分（対象者4人+支援者等4人） 4台以上×3往復※3 88人分（対象者44人+支援者等44人）	九州電力が近隣事業所等に車両を配備 【福祉車両（車椅子仕様）】 1台あたり4人の対象者とその支援者等の搬送を想定

※1　佐賀県と一般社団法人佐賀県ﾊﾞｽ･ﾀｸｼｰ協会（協力事業者26社）が、平成29年6月6日に締結
※2　ﾊﾞｽは、地域特性を踏まえ、3種類の乗車人数（大型ﾊﾞｽ：46人乗り、中型ﾊﾞｽ：35人乗り、小型ﾊﾞｽ：20人乗り）を想定
※3　福祉車両（車椅子仕様）計4台は、屋内退避施設までﾋﾟｽﾄﾝ輸送（3往復）での搬送を想定
※4　不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施

玄海町における施設敷地緊急事態でのバス順路等

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

- 玄海町におけるPAZ内の住民のうち施設敷地緊急事態でバス集合場所からバスにより避難する者は合計254人。
- 玄海町では、15箇所のバス集合場所を設置し、避難行動要支援者等は、あらかじめ指定されたバス集合場所に集合し避難を実施。

各集合場所への配車順路		人数	避難先
ルート1 (大型バス)	外津漁村環境改善総合センター⇒ 中通公民館 ⇒下宮公民館⇒値賀第1コミュニティーセンター ⇒仮立公民館	130人	小城市
ルート2 (大型バス)	値賀川内公民館 ⇒ 小加倉公民館	26人	
ルート3 (大型バス)	栄公民館 ⇒花の木公民館	6人	
ルート4 (大型バス)	値賀第2コミュニティーセンター⇒玄海園	24人	
ルート5 (大型バス)	浜野浦公民館⇒大薗公民館⇒仮屋コミュニティーセンター ⇒石田公民館	68人	
合 計		254人	

唐津市における施設敷地緊急事態でのバス順路等

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

- **唐津市におけるPAZ内の住民のうち施設敷地緊急事態でバス集合場所からバスにより避難する者は合計204人。**
- **唐津市では、12箇所のバス集合場所を設置し、避難行動要支援者等は、あらかじめ指定されたバス集合場所に集合し避難を実施。**

各集合場所への配車順路		人数	避難先
ルート1 (小型バス)	旧加部島小学校	6人	白石町・江北町
ルート2 (大型バス)	片島バス停前 ⇒ 旧呼子中学校⇒ 横竹公民館	26人	
ルート3 (大型バス)	名護屋大橋駐車場 ⇒ 桃山天下市駐車場 ⇒ 野元出荷所	48人	
ルート4 (大型バス)	農協名護屋支所出荷所 ⇒ 鎮西石室運動広場	40人	
ルート5 (中型バス)	京泊地域活性化センター	10人	
ルート6 (大型バス)	鎮西漁協波戸支所 ⇒ 農協名護屋支所出荷所 ⇒ 名護屋大橋駐車場	42人	
ルート7 (大型バス)	串出荷所 ⇒ 桃山天下市駐車場⇒ 名護屋大橋駐車場	32人	
合　計		204人	

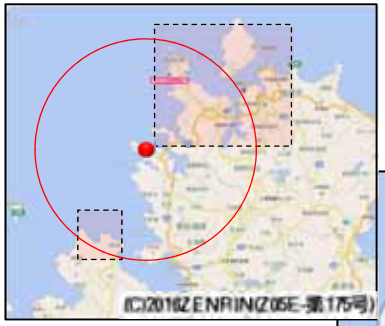

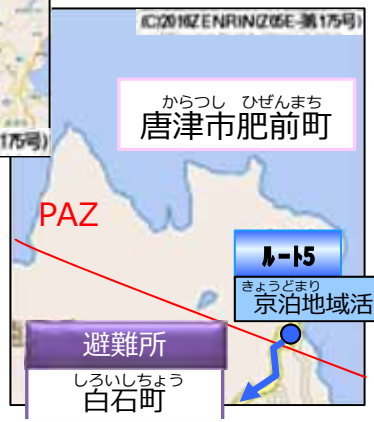

避難の実施により健康ﾘｽｸが高まる避難行動要支援者等に係る対応

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- **避難の実施により健康ﾘｽｸが高まる者等については、無理な避難は行わず、放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護対策施設（6施設（整備中を含む。））で屋内退避を実施。**
- **これら6施設では、施設入所者とPAZ内の在宅の避難行動要支援者を約1,300人を収容可能。**
- **放射線防護対策施設では、約1,300人がおよそ3日を目安に生活できる食料及び生活物資等を確保するため、必要な備蓄と供給体制を整備。**

玄海園
（収容可能者数：162人）

玄海町外津、値賀川内、下宮、中通、仮立、普恩寺、平尾、浜野浦、ｼｰﾗｲﾝﾀｳﾝ地区の在宅の避難行動要支援者の受入及び自施設内の入居者の屋内退避を想定

ひぜん荘
（収容可能者数：176人）

唐津市肥前町、玄海町小加倉、栄花の木、大薗、石田、仮屋地区の在宅の避難行動要支援者の受入及び自施設内の入居者の屋内退避を想定

ちんぜい荘
（収容可能者数：239人）

唐津市鎮西町、呼子町殿ノ浦西における在宅の避難行動要支援者の受入及び自施設内の入居者の屋内退避を想定

旧加部島小学校※整備中
（収容可能者数：約600人）

唐津市呼子町加部島における在宅の避難行動要支援者の受入を想定

宝寿荘
（収容可能者数：70人）

潮荘
（収容可能者数：50人）

宝寿荘、潮荘は自施設内の入居者の屋内退避のみを想定

自然災害等により道路等が通行不能になった場合の復旧策

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- **避難開始前の段階において、避難計画で避難経路として定められている道路等が自然災害等により使用出来ない場合は、佐賀県、玄海町（げんかいちょう）及び唐津市（からつし）は、代替経路を設定するとともに、道路等の管理者は復旧作業を実施。**
- **直轄国道については、国土交通省九州地方整備局が早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努める。**

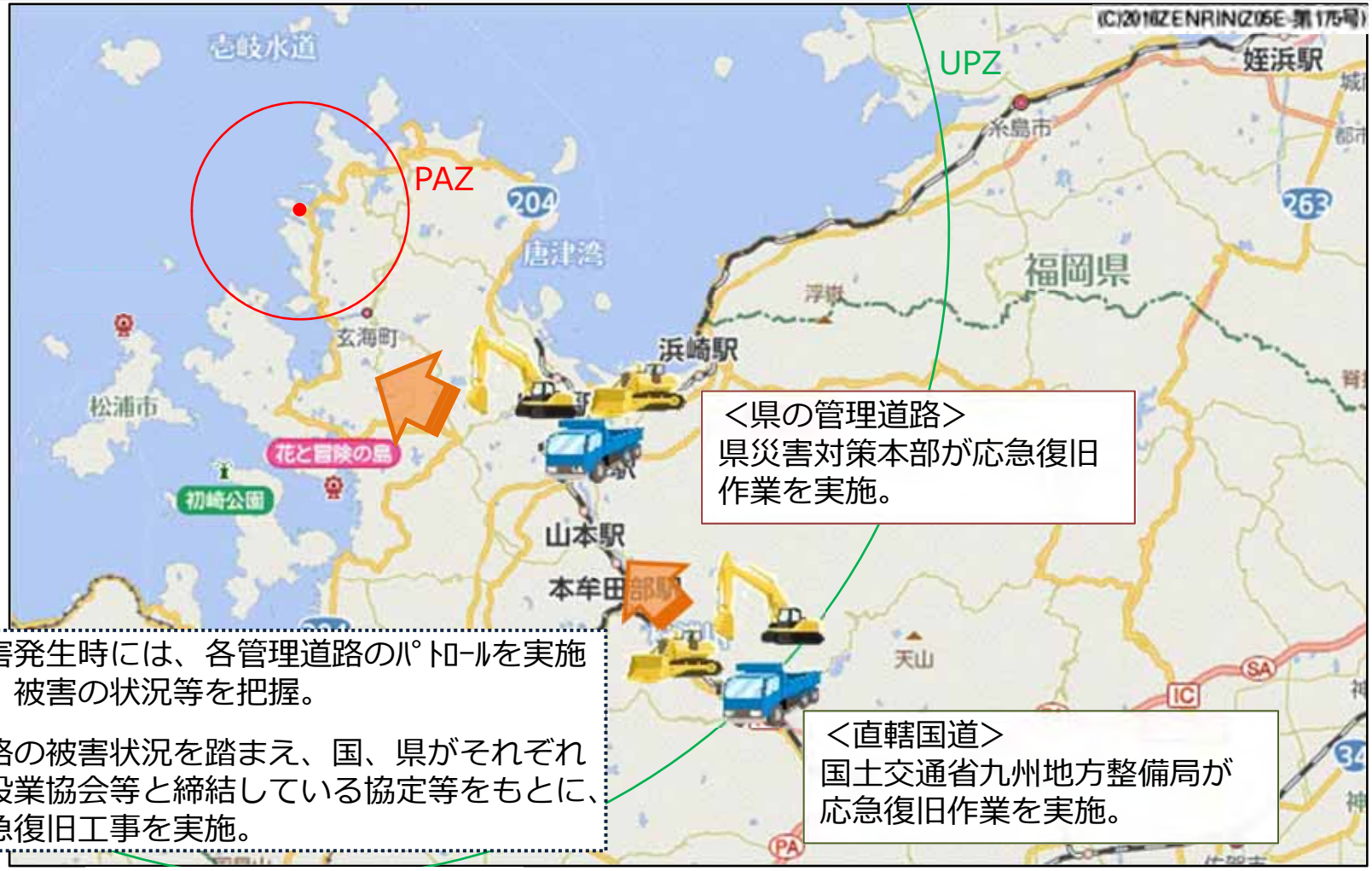

- 災害発生時には、各管理道路のﾊﾟﾄﾛｰﾙを実施し、被害の状況等を把握。
- 道路の被害状況を踏まえ、国、県がそれぞれ建設業協会等と締結している協定等をもとに、応急復旧工事を実施。

台風時などにおけるPAZ内の防護措置

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 台風等により気象庁から暴風警報等が発表され、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者及び住民は、無理に避難せずに、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、例えば天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、避難を実施。 また、避難の実施により健康ﾘｽｸが高まる者は、近傍の放射線防護施設で屋内退避を実施。
- なお、全面緊急事態となった段階で天候が回復するなどし、避難を実施する※1際には、国及び佐賀県等は、避難経路や避難手段のほか、原子力発電所の状況や緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞの結果、気象情報等の情報共有や緊急時の対策についての確認･調整等を行う。

＜全面緊急事態で天候が回復した場合の対応の例＞

（外出をすることで命に危険が及ぶような場合）

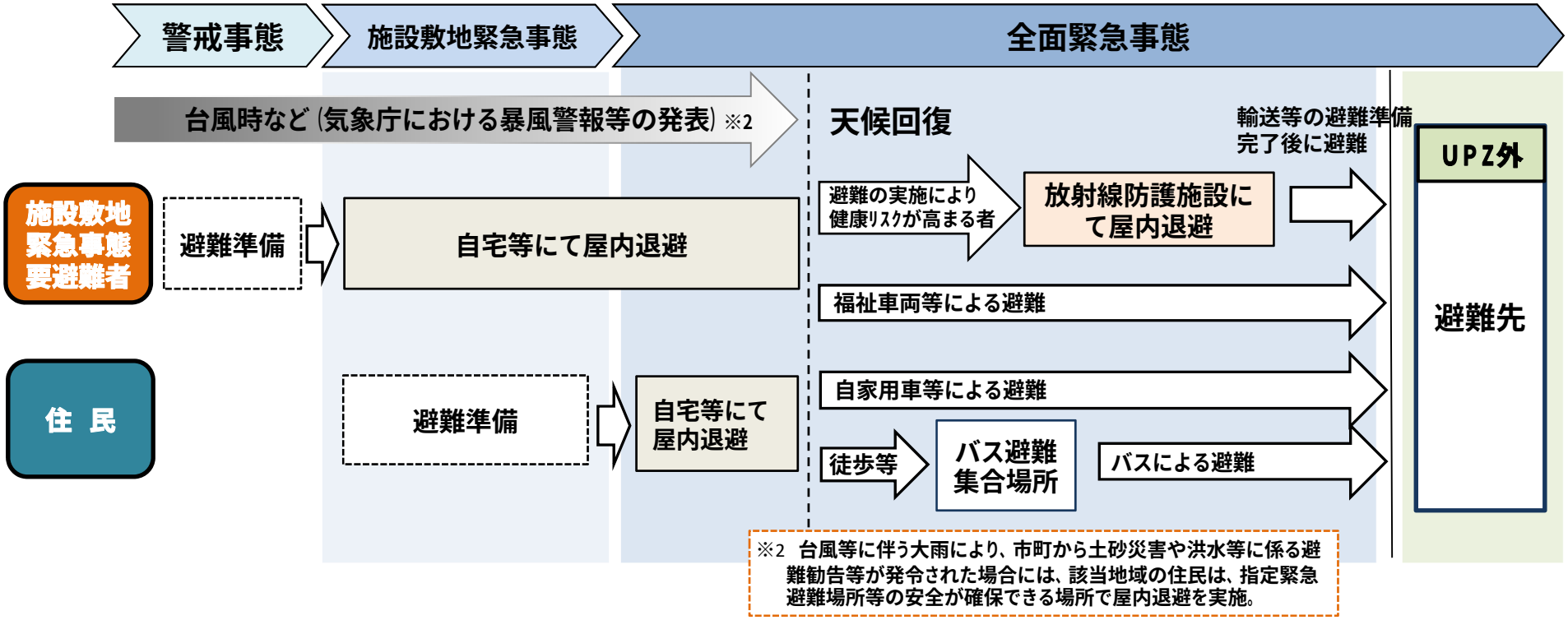

※2 台風等に伴う大雨により、市町から土砂災害や洪水等に係る避難勧告等が発令された場合には、該当地域の住民は、指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所で屋内退避を実施。

※1 仮に、放射性物質放出に至った場合に避難するような場合には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

5．PAZ内の全面緊急事態における対応

＜対応のﾎﾟｲﾝﾄ＞

1. 自家用車による避難ができない住民の移動手段（ﾊﾞｽ等）を確保し、避難を開始すること。
2. 避難先施設の受入れ体制を整えること。
3. 安定ﾖｳ素剤を持っていない者（紛失等）に、緊急配布すること。

PAZ内の住民の避難先及び避難住民数

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

- 玄海町及び唐津市におけるPAZ内の住民については、自家用車で避難できる住民は、自家用車によりあらかじめ定められた避難所に避難。
- 自家用車での避難が困難な住民は、徒歩等で集合場所に集まり、佐賀県、玄海町、唐津市が配車した車両で、避難所へ避難。
- 避難先については、普段から避難計画に関する広報や訓練等を通じて対象となる住民に周知。

PAZ内地域		避難対象者	バス避難者数	自家用車避難者数
玄海町		3,089人	381人	2,708人
唐津市	肥前町	139人	24人	115人
	鎮西町	2,249人	416人	1,833人
	呼子町	1,093人	149人	944人
	小　計	3,481人	589人	2,892人
合　計		**6,570人**	**970人**	**5,600人**

※避難対象者数は、PAZ内住民の合計数から割り出した数字である。

避難元：玄海町、唐津市（肥前町、鎮西町、呼子町）

徒歩等 → 集合場所　27か所 → バス

自家用車

避難先：小城市、白石町、江北町
18施設（8,584人）　（　）は収容可能人数

＜玄海町避難所　8施設（3,938人）＞

小城市　8施設（3,938人）

- 晴田小学校　（387人）
- 桜岡小学校　（387人）
- 小城中学校　（540人）
- 小城高等学校　（837人）
- 小城体育ｾﾝﾀｰ　（560人）
- 小城市まちなか市民交流ﾌﾟﾗｻﾞ　（440人）（ゆめぷらっと小城）
- 小城市文化ｾﾝﾀｰ　（167人）
- 小城保健福祉ｾﾝﾀｰ　（620人）

＜唐津市避難所　10施設（4,646人）＞

白石町　7施設（2,905人）

- 白石小学校　（346人）
- 六角小学校　（317人）
- 福富小学校　（441人）
- 佐賀農業高等学校　（688人）
- 有明公民館　（274人）
- 福富社会体育館　（493人）
- 福富ゆうあい館　（346人）

江北町　3施設（1,741人）

- 交流ｾﾝﾀｰﾈｲﾌﾞﾙ　（1,115人）
- 江北町老人福祉ｾﾝﾀｰ　（　330人）
- 江北町公民館　（　296人）

PAZ内の観光客及び民間企業の従業員の数

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

- PAZ**内の観光施設等における1日当たりの見込み人数は約**2,700**人、民間企業（従業員30人以上）は**15**社（約**2,400**人）存在。**

PAZ内の観光施設の状況

市町名		施設	入場見込人数※
玄海町（げんかいちょう）		玄海（げんかい）ｴﾈﾙｷﾞｰﾊﾟｰｸ	603人
		玄海（げんかい）海上温泉ﾊﾟﾚｱ	363人
唐津市（からつし）	肥前町（ひぜんまち）	―	―
	鎮西町（ちんぜいまち）	名護屋（なごや）城跡、波戸（はと）岬	1,694人
	呼子町（よぶこちょう）	―	―
合　計		（4施設）2,660人	

※入場見込人数については、ﾋﾟｰｸ時（4～6月）における1日当たりの入場者数を基に算定

【出典】 平成28年度佐賀県観光動態調査

PAZ内の民間企業（従業員30人以上）の状況

市町名		企業数	従業員数
玄海町（げんかいちょう）		11社	1,949人
唐津市（からつし）	肥前町（ひぜんまち）	1社	74人
	鎮西町（ちんぜいまち）	2社	76人
	呼子町（よぶこちょう）	1社	284人
合　計		（15企業）2,383人	

※民間企業に勤務する就労者は、通勤に使用する自家用車もしくはﾊﾞｽにより避難

【出典】平成28年経済ｾﾝｻｽ　基礎調査　確報集計　町丁・大字別集計

PAZ内の観光客等一時滞在者の避難等

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 佐賀県、玄海町及び唐津市は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態において帰宅等を呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線ﾊﾞｽ等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等に移動し、全面緊急事態の段階で避難を実施。避難の際には、徒歩等により一時集合場所に集まり、佐賀県、玄海町及び唐津市が確保した車両により避難を実施。

＜観光客等一時滞在者の避難の流れ＞

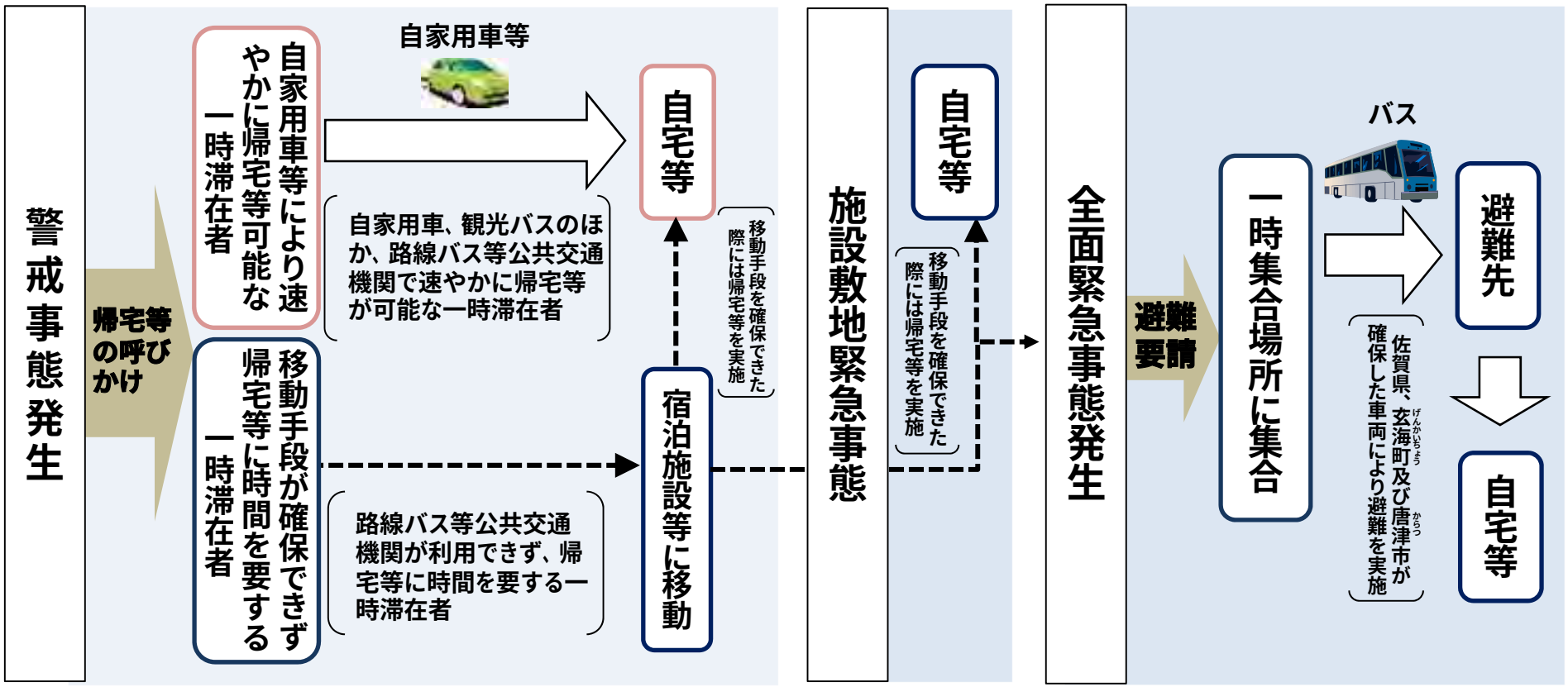

玄海町（げんかいちょう）における全面緊急事態で必要となる輸送能力及びその確保

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

- **玄海町（げんかいちょう）において全面緊急事態で必要となる輸送能力は、430人分、ﾊﾞｽ13台。**
- **佐賀県は、「災害時における緊急輸送に関する協定」※1に基づきPAZ内市町のﾊﾞｽ会社が保有する車両により、必要車両台数を確保。**
- **車両及び運転手については、佐賀県ﾊﾞｽ･ﾀｸｼｰ協会等の協力により、更に余裕を持った台数･人数を確保。**
- **各事業所の従業員の避難方法については各事業所単位で周知（施設敷地緊急事態で、自家用車により帰宅）。**

＜玄海町（げんかいちょう）における全面緊急事態で必要となる輸送能力＞

	想定対象人数	想定必要ﾊﾞｽ数※2	備考
自家用車での避難ができない住民	381人	11台	【資料P39参照】
観光施設から避難する一時滞在者	49人	2台	1日当たりの観光施設の入場見込人数966人のうち、約95%が自家用車や観光ﾊﾞｽで来場する想定で、その5%を想定対象人数として算入
合　計	**430人**	**13台**	

※1　佐賀県と一般社団法人佐賀県ﾊﾞｽ･ﾀｸｼｰ協会（協力事業者26社）が、平成29年6月6日に締結
※2　ﾊﾞｽは1台あたり46人の乗車を想定

＜玄海町（げんかいちょう）における全面緊急事態での輸送能力の確保＞

		確保車両台数	備考
		ﾊﾞｽ	
（A）最大必要車両台数		13台	
（B）車両確保台数		計13台以上	
確保先	PAZ内市町のﾊﾞｽ会社が保有する車両	13台以上	PAZ内市町のﾊﾞｽ会社が保有する車両173台のうち、施設敷地緊急事態で使用する38台の車両を除く、残りの135台の車両を使用

※　不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施

唐津市における全面緊急事態で必要となる輸送能力及びその確保

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

- **唐津市において全面緊急事態で必要となる輸送能力は、674人分、ﾊﾞｽ18台。**
- **佐賀県は、「災害時における緊急輸送に関する協定」※1に基づきPAZ内市町のﾊﾞｽ会社が保有する車両により、必要車両台数を確保。**
- **車両及び運転手については、佐賀県ﾊﾞｽ･ﾀｸｼｰ協会等の協力により、更に余裕を持った台数･人数を確保。**
- **各事業所の従業員の避難方法については各事業所単位で周知（施設敷地緊急事態で、自家用車により帰宅）。**

＜唐津市における全面緊急事態で必要となる輸送能力＞

	想定対象人数	想定必要ﾊﾞｽ数※2	備考
自家用車での避難ができない住民	589人	16台	【資料P39参照】
観光施設から避難する一時滞在者	85人	2台	1日当たりの観光施設の入場見込人数1,694人のうち、約95%が自家用車や観光ﾊﾞｽで来場する想定で、その5%を想定対象人数として算入
合　計	**674人**	**18台**	

※1　佐賀県と一般社団法人佐賀県ﾊﾞｽ･ﾀｸｼｰ協会（協力事業者26社）が、平成29年6月6日に締結
※2　ﾊﾞｽは、地域特性を踏まえ、3種類の乗車人数（大型ﾊﾞｽ：46人乗り、中型ﾊﾞｽ：35人乗り、小型ﾊﾞｽ：20人乗り）を想定

＜唐津市における全面緊急事態での輸送能力の確保＞

		確保車両台数	備考
		ﾊﾞｽ	
（A）最大必要車両台数		18台	
（B）車両確保台数		計18台以上	
確保先	PAZ内市町のﾊﾞｽ会社が保有する車両	18台以上	PAZ内市町のﾊﾞｽ会社が保有する車両173台のうち、施設敷地緊急事態で使用する38台の車両を除く、残りの135台の車両を使用

※　不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施

玄海町における自家用車で避難できない住民の数及び各集合場所への配車順路

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

- **玄海町によるｱﾝｹｰﾄ調査の結果、PAZ内の玄海町における自家用車で避難できない住民は381人。**
- **自家用車で避難できない住民は、徒歩で各集合場所に集まり、佐賀県又は玄海町が配車した車両で、避難先である小城市へ避難。**

各集合場所への配車順路		人数	避難先
ﾙｰﾄ1（大型ﾊﾞｽ）	外津漁村環境改善総合ｾﾝﾀｰ⇒中通公民館⇒下宮公民館⇒値賀第1ｺﾐｭﾆﾃｨｰｾﾝﾀｰ ⇒仮立公民館	188人	小城市
ﾙｰﾄ2（大型ﾊﾞｽ）	値賀川内公民館 ⇒ 小加倉公民館	40人	
ﾙｰﾄ3（大型ﾊﾞｽ）	栄公民館 ⇒花の木公民館	11人	
ﾙｰﾄ4（大型ﾊﾞｽ）	値賀第2ｺﾐｭﾆﾃｨｰｾﾝﾀｰ⇒玄海園	37人	
ﾙｰﾄ5（大型ﾊﾞｽ）	浜野浦公民館⇒大園公民館⇒仮屋ｺﾐｭﾆﾃｨｰｾﾝﾀｰ ⇒石田公民館	105人	
合 計		381人	

唐津市における自家用車で避難できない住民の数及び各集合場所への配車順路

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

- **唐津市によるｱﾝｹｰﾄ調査の結果、PAZ内の唐津市における自家用車で避難できない住民は589人。**
- **自家用車で避難できない住民は、徒歩等で各集合場所に集まり、佐賀県又は唐津市が配車した車両で、避難先である、白石町、江北町へ避難。**

各集合場所への配車順路		人数	避難先
ﾙｰﾄ1 (小型ﾊﾞｽ)	旧加部島小学校	57人	白石町・江北町
ﾙｰﾄ2 (大型ﾊﾞｽ)	片島ﾊﾞｽ停前 ⇒ 旧呼子中学校⇒ 横竹公民館	115人	
ﾙｰﾄ3 (大型ﾊﾞｽ)	名護屋大橋駐車場 ⇒ 桃山天下市駐車場 ⇒ 野元出荷所	129人	
ﾙｰﾄ4 (大型ﾊﾞｽ)	農協名護屋支所出荷所 ⇒ 鎮西石室運動広場	74人	
ﾙｰﾄ5 (中型ﾊﾞｽ)	京泊地域活性化ｾﾝﾀｰ	24人	
ﾙｰﾄ6 (大型ﾊﾞｽ)	鎮西漁協波戸支所 ⇒ 農協名護屋支所出荷所 ⇒ 名護屋大橋駐車場	107人	
ﾙｰﾄ7 (大型ﾊﾞｽ)	串出荷所 ⇒ 桃山天下市駐車場⇒ 名護屋大橋駐車場	83人	
合　計		589人	

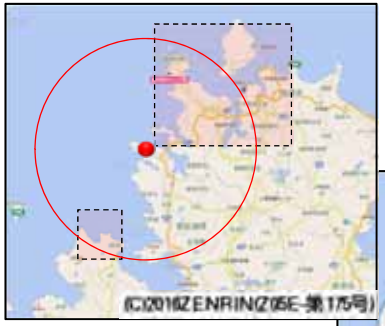

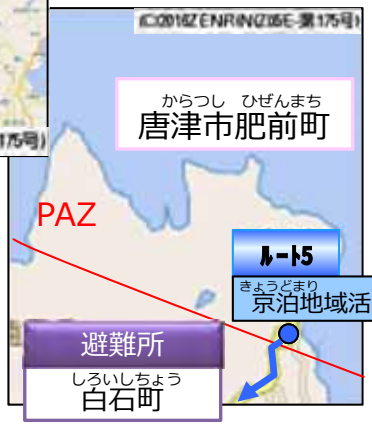

玄海町（げんかいちょう）におけるPAZ内から避難先までの主な経路

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

➢ **地域毎に予め避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。**

※対象住民はPAZ対象地区の人口から施設敷地緊急事態で避難する住民を除いた数

玄海町（げんかいちょう）
対象住民：3,089人※

《避難経路の考え方》
- 円滑な避難のため、可能な範囲で地域毎に分散して経路を設定
- 住民が覚えやすく実行しやすい避難誘導計画となるよう、基本となる単一の避難経路をあらかじめ設定
- 自然災害等により、道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定又は確認できるときは、各道路管理者と協力し、代替避難路を速やかに確保。その上で、あらかじめ定めた避難計画にかかわらず、代替となる安全な避難経路において避難

唐津市肥前町におけるPAZ内から避難先までの主な経路

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

➢ **地域毎に予め避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。**

※対象住民はPAZ対象地区の人口から施設敷地緊急事態で避難する住民を除いた数

《避難経路の考え方》
- 円滑な避難のため、可能な範囲で地域毎に分散して経路を設定
- 住民が覚えやすく実行しやすい避難誘導計画となるよう、基本となる単一の避難経路をあらかじめ設定
- 自然災害等により、道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定又は確認できるときは、各道路管理者と協力し、代替避難路を速やかに確保。その上で、あらかじめ定めた避難計画にかかわらず、代替となる安全な避難経路において避難

【代替経路（例）】
県道217号→国道204号→国道202号
→国道35号→県道36号

【基本経路】
県道217号→国道204号→県道50号
→国道202号→国道498号
→県道36号→国道207号

原子力発電所から5km内の唐津市肥前町のうち、住民が居住している地区のみをPAZに指定。PAZに指定していない5km内の一時滞在者に対しては唐津市が広報活動を行い、帰宅を促す。

【凡例】
- ：基本経路
- ：代替経路（例）
- ：避難先市町所在地

唐津市鎮西町におけるPAZ内から避難先までの主な経路

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

➢ **地域毎に予め避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。**

※対象住民はPAZ対象地区の人口から施設敷地緊急事態で避難する住民を除いた数

唐津市呼子町におけるPAZ内から避難先までの主な経路

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

➢ **地域毎に予め避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。**

※対象住民はPAZ対象地区の人口から施設敷地緊急事態で避難する住民を除いた数

加部島（唐津市呼子町）における対応

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

- PAZの加部島（唐津市呼子町）については、車両による陸路避難を実施。仮に陸路避難が困難な場合は、集合場所に集合した後、港からの海路避難を実施。
- 海路避難については、佐賀県が「災害時における船舶による輸送等に関する協定書」に基づき確保する船舶を用いて避難を実施。

※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施

避難を円滑に行うための対応策①

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

➢ PAZ及びUPZ内の住民の車両による避難を円滑に行うため、県、市町職員、警察官等により道路渋滞を把握し、主要交差点等における交通整理・誘導・規制、避難誘導・交通規制用自動制御板等を活用した広報等の交通対策を行う。

PAZ内における交通対策

○道路渋滞把握対策

ﾍﾘﾃﾚ伝送ｼｽﾃﾑを活用し、道路渋滞の把握を実施

○交通誘導対策

主要交差点等における市町、県警察等の交通整理により、円滑な避難誘導を実施

○交通広報対策

日本道路交通情報ｾﾝﾀｰ(JARTIC)、道路情報板、避難誘導・交通規制用自動制御板等を活用した広報
光ﾋﾞｰｺﾝを活用した交通情報提供ｼｽﾃﾑ（AMIS）による広報

○交通規制対策

混雑ｴﾘｱでの交通整理・誘導・規制、主要交差点における信号機操作等による円滑な交通流の確保

【凡例】
- 避難誘導及び交通規制箇所
- 迂回用交差点
- 交通情報板

【警察による避難誘導ｲﾒｰｼﾞ】

【ﾍﾘﾃﾚ伝送ｼｽﾃﾑの活用】

避難を円滑に行うための対応策②

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 玄海町は、避難経路図や避難所写真を掲載したﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄを玄海町全戸に配布し、また玄海町内の各地区公民館に掲示。
- 唐津市は、各避難地区の集合場所や避難先、避難ﾙｰﾄ等を検索できる原子力災害対応避難ﾙｰﾄﾏｯﾌﾟをﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ上に公開。また唐津市全戸に、原子力防災の避難に係るﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄを配布。
- 佐賀県は佐賀県内の避難元市町及び避難先市町全戸に、原子力災害に関する基礎知識や原子力災害発生時にとるべき行動などについてまとめた、原子力防災のてびきを配布。

玄海町

【原子力災害時における避難経路図】
玄海町全戸に配布
玄海町内の各地区公民館に掲示

唐津市

【原子力災害対応避難ﾙｰﾄﾏｯﾌﾟ】
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ上で閲覧可能
http://www.city.karatsu.lg.jp/bousai/bosai/bosai/genshiryoku/map/ict.html

【唐津市原子力防災ｶﾞｲﾄﾞﾌﾞｯｸ】
唐津市全戸に配布

佐賀県

【原子力防災のてびき】
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ上で閲覧可能
http://www.pref.saga.lg.jp/kiji0031231/index.html

自然災害等により避難先が被災した場合の避難先の調整

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- **自然災害等により、避難先施設が使用できなくなった場合は、UPZ外の県内避難先施設（合計513施設）を候補として、佐賀県及び県内の市町が調整のうえ、避難先を決定する。**
- **佐賀県内において避難先が確保できない場合には、国、全国知事会、災害時応援協定を締結している九州･山口各県等と調整を行う。**

佐賀県内における避難先施設（UPZ外）

市町	受入施設数	受入可能人数
小城市	32か所	12,533人
江北町	7か所	2,300人
白石町	22か所	7,120人
多久市	15か所	5,336人
大町町	7か所	2,912人
佐賀市	132か所	55,955人
神埼市	25か所	8,600人
上峰町	11か所	3,098人
鳥栖市	34か所	11,999人
基山町	9か所	3,598人
みやき町	17か所	10,124人
吉野ヶ里町	12か所	3,952人
武雄市	53か所	20,604人
鹿島市	26か所	10,608人
嬉野市	53か所	11,070人
有田町	42か所	8,871人
太良町	16か所	7,847人
合　計	**513か所**	**186,527人**

6．UPZ内における対応

＜対応のﾎﾟｲﾝﾄ＞

1. **全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、住民（避難行動要支援者を含む）は屋内退避を開始するため、これを円滑に実施できる体制が必要。**

2. **放射性物質の放出後は、緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準（OIL）に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定し、当該区域の住民が一時移転等を行うこととなるため、一時移転等できる体制を整備。一時移転等の対象区域以外は、原子力災害対策本部の指示があるまで屋内退避を継続。**

UPZ内における防護措置の考え方

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- **全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階においては、予防的防護措置として、PAZ内における住民の即時避難開始とともに、UPZ内においては住民の屋内退避を開始する。**
- **放射性物質の放出に至った場合、放射性ﾌﾟﾙｰﾑが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのﾘｽｸが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。**
- **その後、原子力災害対策本部が、緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞの結果に基づき、毎時20μSvを超過した時から概ね1日が経過した時の空間放射線量率が毎時20μSvを超過している区域を特定。当該区域の住民は原子力災害対策本部の指示により1週間程度内に一時移転を実施する。**

UPZ内の防護措置の基本的な流れ

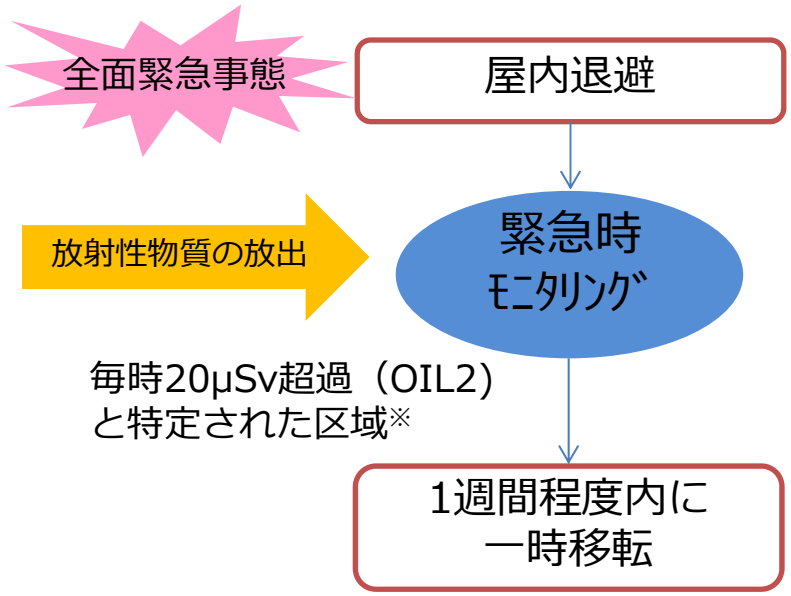

※　空間放射線量率が毎時500μSv超過（OIL1）となる区域が特定された場合は当該区域の住民を速やかに避難させる。

一時移転等に備えた関係者の対応

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 佐賀県、唐津市及び伊万里市は、警戒事態で災害警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 長崎県、福岡県及び関係市町（唐津市及び伊万里市を除く）は、警戒事態で災害警戒本部を設置し、全面緊急事態で災害対策本部に移行。
- 関係市町は、職員配置表に基づき、対象となる各地区に職員を配置。
- 佐賀県、長崎県、福岡県は、住民の一時移転等に備え、バス会社等にバスの派遣準備を要請。
- 佐賀県、長崎県は、住民の一時移転等に備え、船会社に旅客船等の派遣準備を要請。また、糸島市は市営渡船、福岡県は県の所有船の派遣準備を開始。

壱岐市災害対策本部

玄海町災害対策本部

唐津市災害対策本部

平戸市災害対策本部

松浦市災害対策本部

伊万里市災害対策本部

佐世保市災害対策本部

長崎県災害対策本部

糸島市災害対策本部

福岡県災害対策本部

佐賀県オフサイトセンター

佐賀県災害対策本部

一時移転等を行う際の情報伝達

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町に対し、TV会議ｼｽﾃﾑ等を用いて伝達。
- 佐賀県、長崎県、福岡県、関係市町、関係機関から、住民、自治会、消防団、農協、漁協、教育機関、医療機関、社会福祉施設等へは、防災行政無線、広報車、緊急速報ﾒｰﾙｻｰﾋﾞｽ、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して必要な情報を伝達。

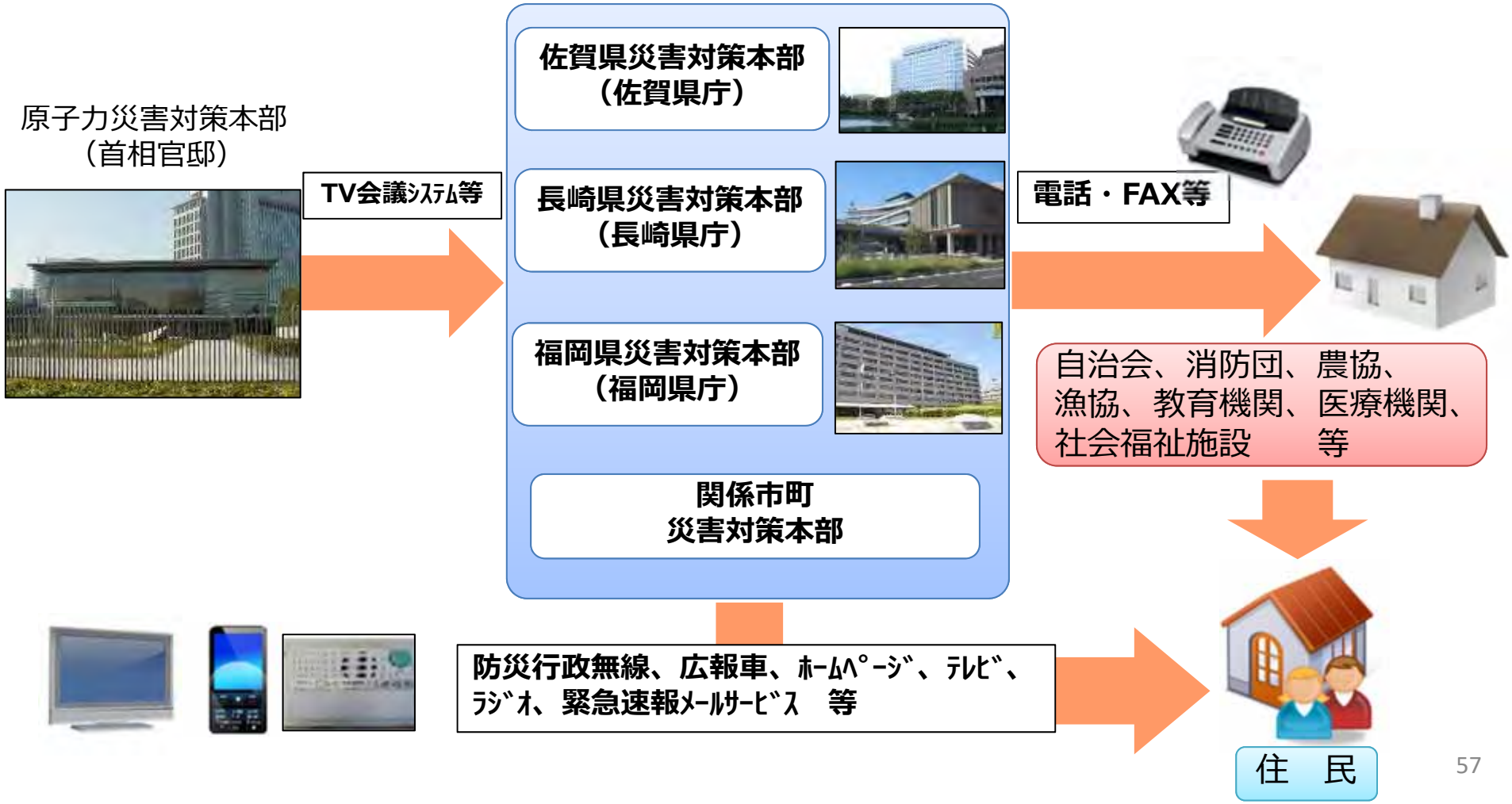

UPZ内の観光客等一時滞在者の避難等

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態において、帰宅等を呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線ﾊﾞｽ等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等へ移動。その後、全面緊急事態までに、公共交通機関を利用し帰宅等可能な一時滞在者は、帰宅等を実施。
- 全面緊急事態の段階までに帰宅等が困難な一時滞在者は、宿泊施設等において屋内退避を実施し、その後、OIL基準に基づく一時移転等の指示があった場合には、徒歩等により一時集合場所に集まり、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町が確保した車両で一時移転等を実施。

＜観光客等一時滞在者の避難の流れ＞

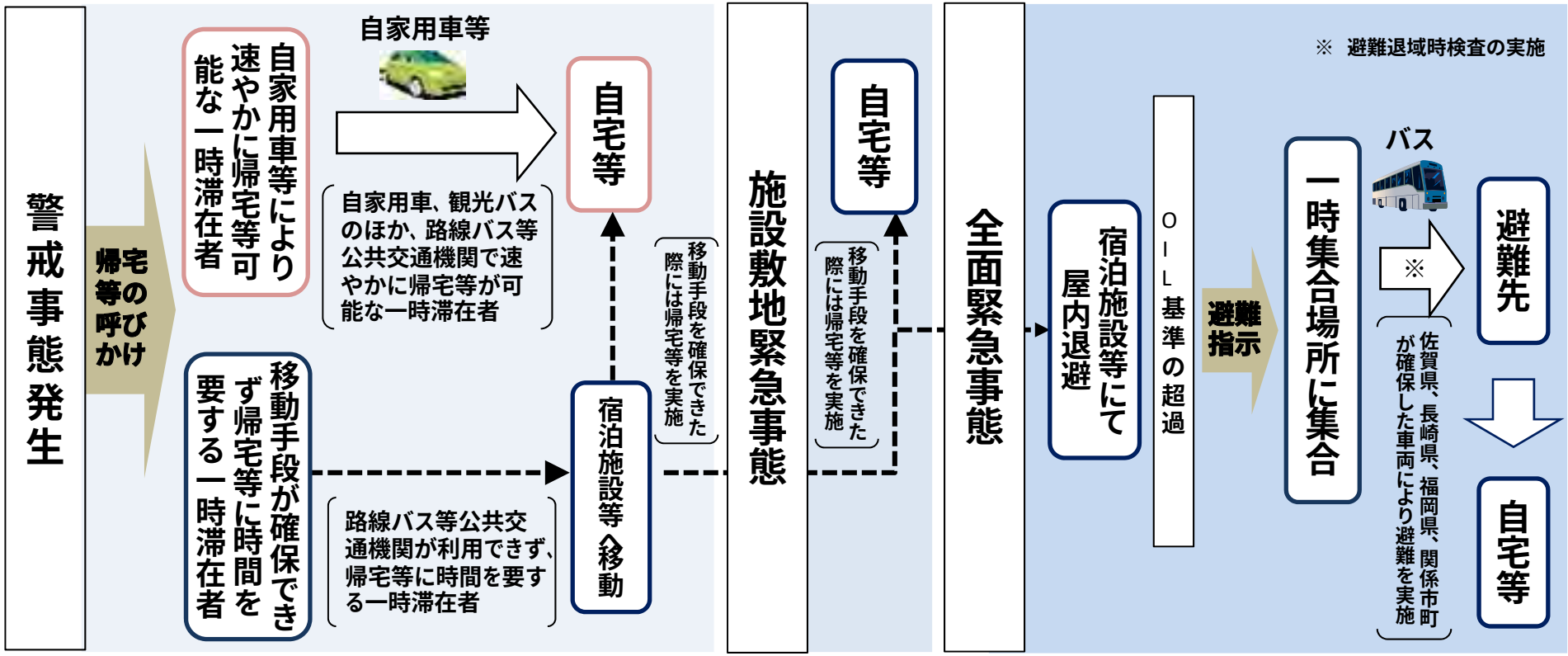

UPZ内住民の一時移転等①

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 一時移転等実施の際は、国の原子力災害対策本部、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町が、住民の安全確保と一時移転等の円滑な実施のため、実施に係る実務（避難所の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制、地域毎の一時移転等開始時期等）の調整を行った上で、一時移転等を実施。
- なお、あらかじめ指定している避難所が使用出来ない場合は、佐賀県、長崎県、福岡県が関係市町と調整して、代替の避難所を確保。

＜UPZ内住民の一時移転等の基本フロー＞

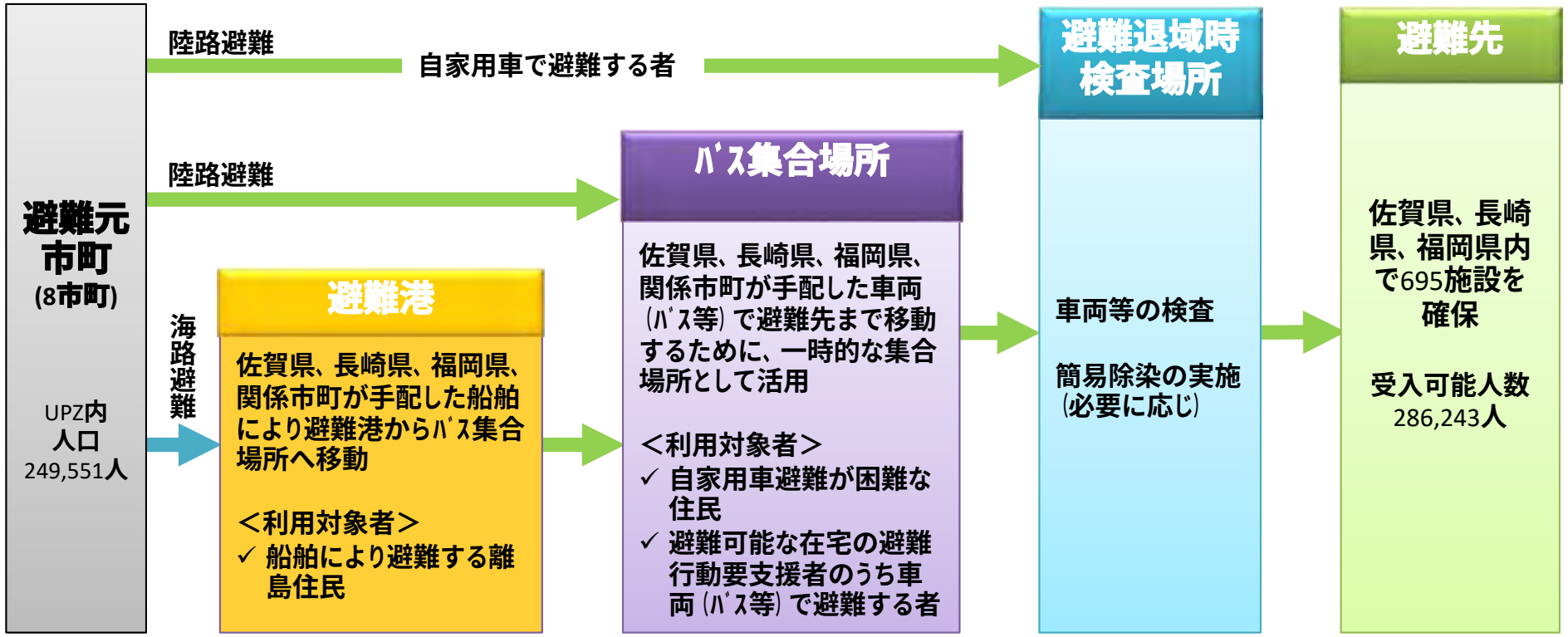

UPZ内住民の一時移転等②

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

県名	市町名 ※（　）は対象人口	避難先 ※（　）は受入可能人数
佐賀県 ※数値は、H30.4.30現在	玄海町 （2,150人）	小城市（2,365人）　**合計（2,365人）**
	唐津市 （118,822人）	江北町（2,300人）、白石町（7,120人）、多久市（5,336人）、大町町（2,912人）、佐賀市（55,955人）、小城市（10,168人）、神埼市（8,600人）、上峰町（3,098人）、鳥栖市（11,999人）、基山町（3,598人）、みやき町（10,124人）、吉野ヶ里町（3,952人）　**合計（125,162人）**
	伊万里市 （55,265人）	武雄市（20,604人）、鹿島市（10,608人）、嬉野市（11,070人）、有田町（8,871人）、太良町（7,847人）　**合計（59,000人）**
長崎県 ※数値は、平成30年4月30日・5月1日現在	松浦市 （23,146人）	東彼杵町（20,009人）、川棚町（9,213人）、波佐見町（5,580人）　**合計（34,802人）**
	佐世保市 （10,037人）	佐世保市南部（13,350人）　**合計（13,350人）**
	平戸市 （10,600人）	佐世保市西部（8,460人）、平戸市南部（5,055人）　**合計（13,515人）**
	壱岐市 （14,936人）	壱岐市北部（21,916人）　**合計（21,916人）**
福岡県 ※数値は、H30.4.30現在	糸島市 （14,595人）	福岡市（10,215人）、筑紫野市（700人）、春日市（701人）、大野城市（600人）、宗像市（330人）、太宰府市（500人）、古賀市（400人）、福津市（400人）、那珂川市（687人）、宇美町（300人）、篠栗町（200人）、志免町（300人）、須恵町（200人）、新宮町（200人）、久山町（100人）、粕屋町（300人）　**合計（16,133人）**
3県計	7市1町 （249,551人）	20市19町　**合計（286,243人）**

UPZ内住民の一時移転等③

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

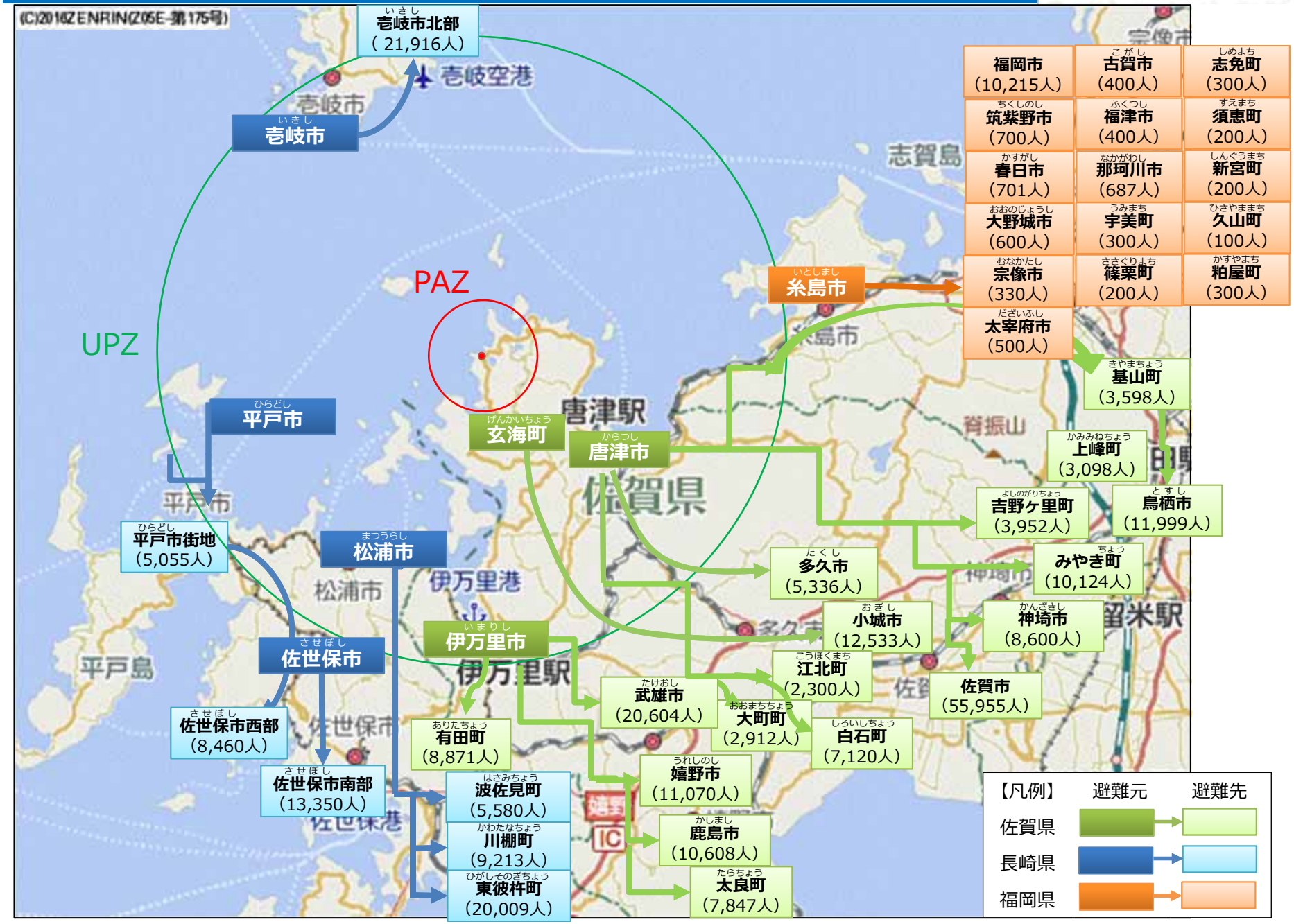

佐賀県、長崎県、福岡県のUPZ内の学校・保育所等の防護措置

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- **佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町では、警戒事態でUPZ内の学校･保育所等の児童･生徒の帰宅、もしくは保護者への引き渡しを開始。**
- **学校･保育所等は、計画等に基づき、児童･生徒の帰宅指導や保護者への引渡しを実施。引渡しができなかった児童･生徒は、全面緊急事態で屋内退避を実施。**
- **学校･保育所等は、児童･生徒の帰宅状況や屋内退避状況について、随時、災害対策本部と連携を図る。**

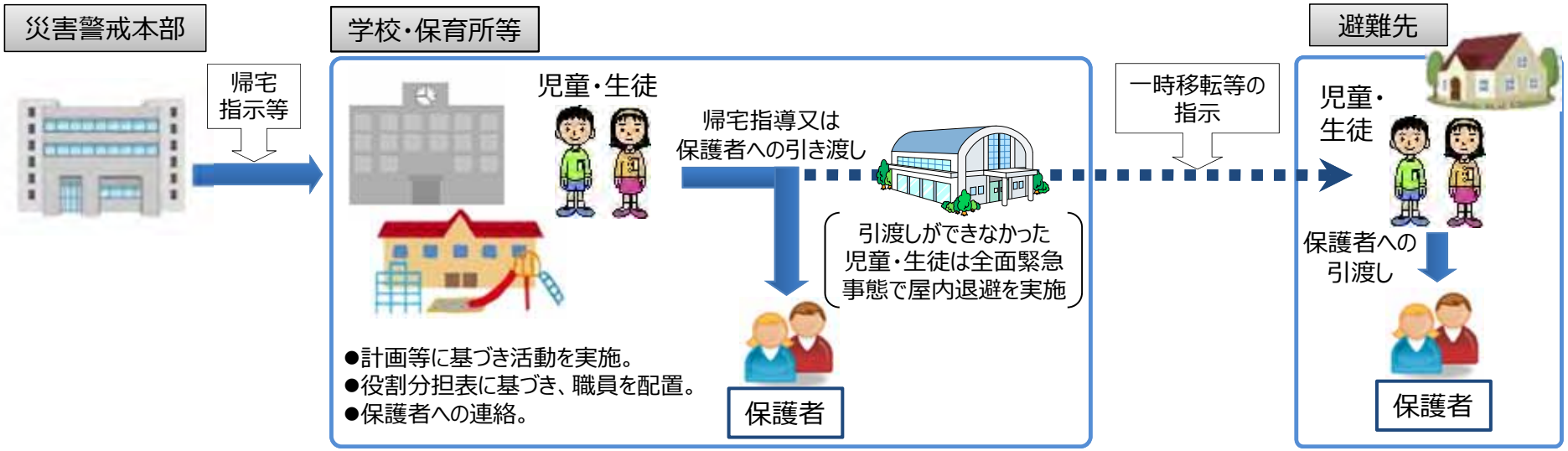

UPZ内の教育機関数	佐賀県		長崎県		福岡県		合計	
	教育機関数	児童･生徒数	教育機関数	児童･生徒数	教育機関数	児童･生徒数	教育機関数	児童･生徒数
保育所･幼稚園等	99	7,331人	40	2,191人	6	417人	145	9,939人
小学校	49	9,988人	26	3,281人	4	716人	79	13,985人
中学校	27	4,996人	15	1,623人	4	722人	46	7,341人
義務教育学校	2	676人	-	-	-	-	2	676人
高等学校	12	5,404人	3	1,131人	-	-	15	6,535人
特別支援学校	3	233人	1	31人	-	-	4	264人
合 計	**192**	**28,628人**	**85**	**8,257人**	**14**	**1,855人**	**291**	**38,740人**

※教育機関数は分校を含む

佐賀県における医療機関の受入先確保のための調整ｽｷｰﾑ

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 佐賀県では、UPZ内にある全ての医療機関（62施設3,704人）において、個別の避難計画を策定し、避難先を確保済み。
- 一時移転等の防護措置が必要になった場合、医療機関の避難計画に基づき、佐賀県が調整し、重篤患者は災害拠点病院へ、精神科患者は精神科病院へ、中軽症患者は県が指定する医療救護避難所に移動し、その後、受入れ先となる医療機関へ搬送。
- 受入先は、受入先確保のﾏｯﾁﾝｸﾞﾌﾛｰに基づき、佐賀県が県内の医療機関と調整して確保するほか、必要に応じて、長崎県･福岡県に受入先確保の協力を依頼し、各県の医療機関の中から受入先を確保。

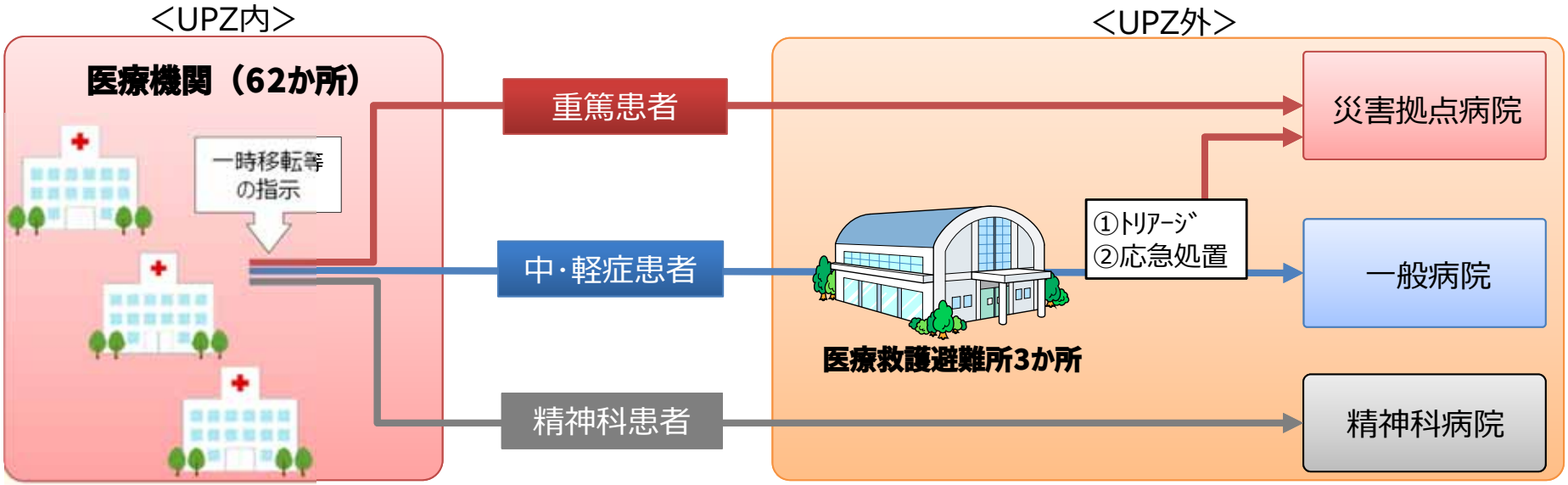

UPZ内	施設区分	施設数	入所定員
	医療機関（病院･有床診療所）	62か所	3,704人

UPZ外	受入候補施設数	受入可能人数
	280か所	3,741人

受入先確保のﾏｯﾁﾝｸﾞﾌﾛｰ

① 一時移転等の指示が見込まれる段階で、県は避難先候補医療機関に対し、避難の受入れを要請し、調整の上、避難先を確保。

①' また県は自県内での受入れが困難な場合など、必要に応じて、長崎県及び福岡県に対しても受入先確保の協力依頼を行う。

② 県は、避難元医療機関に対し、避難先医療機関及び避難ﾙｰﾄ等を連絡

③一時移転等の実施

長崎県における医療機関の受入先確保のための調整ｽｷｰﾑ

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

- **長崎県では、UPZ内にある全ての医療機関（21施設1,620人）において、個別の避難計画を策定し、避難先を確保済み。**
- **一時移転等の防護措置が必要になった場合、医療機関の避難計画に基づき、長崎県が調整し、重篤患者の受入可能病院を選定するとともに、精神科患者及びそれ以外の入院患者については、あらかじめ選定された市町の医療機関の中から受入先を選定。**
- **受入先は、受入先確保のﾏｯﾁﾝｸﾞﾌﾛｰに基づき、長崎県が県内の医療機関と調整して確保。**

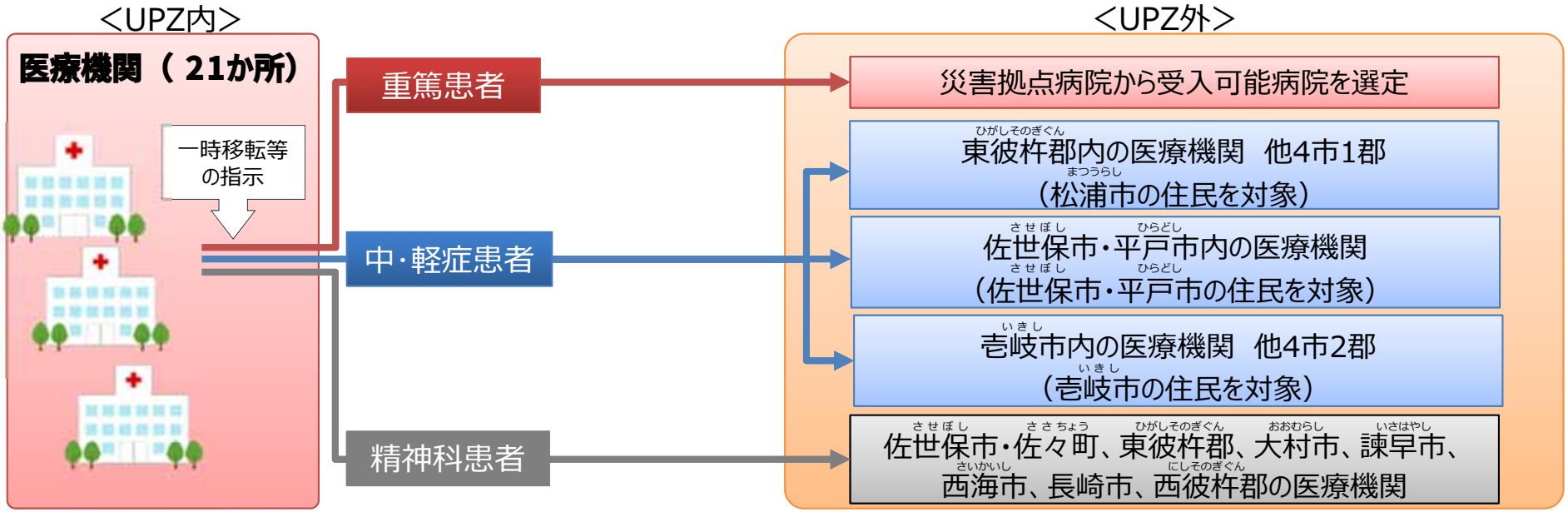

UPZ内	施設区分	施設数	入所定員
	医療機関（病院・有床診療所）	21か所	1,620人

UPZ外	受入候補施設数	受入可能人数
	358か所	2,002人

受入先確保のﾏｯﾁﾝｸﾞﾌﾛｰ

① 一時移転等の指示が見込まれる段階で、救急医療情報ｼｽﾃﾑ等を活用し、避難先を調整し、避難先の情報を避難元に連絡。（避難元から県に対し、必要に応じ、車両等の手配を依頼し、県は、関係機関に依頼。）

② 県は、救急医療情報ｼｽﾃﾑ等を活用し、避難先へ受入れの準備を依頼。

③一時移転等の実施

福岡県における医療機関の受入先確保のための調整ｽｷｰﾑ

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- **福岡県では、UPZ内にある全ての医療機関（2施設115人）において、個別の避難計画を作成し、避難先を確保済み。**
- **一時移転等の防護措置が必要になった場合、医療機関の避難計画に基づき、中継病院を経由して避難先医療機関へ移送。**
- **何らかの事情で、あらかじめ選定した避難先医療機関が使用できない場合等には、福岡県が受入れ先を調整。**

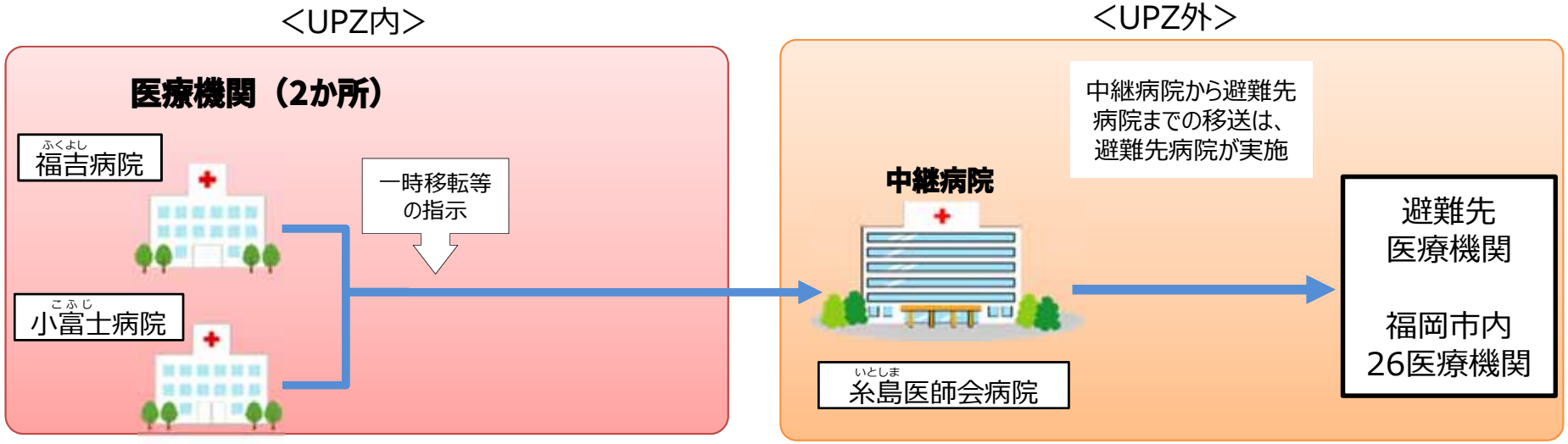

UPZ内	施設区分	施設数	入所定員
	医療機関（病院）	2か所	115人

UPZ外	受入候補施設数	受入可能人数
	26か所	121人

受入先確保のﾏｯﾁﾝｸﾞﾌﾛｰ

① 県は、国から一時移転等の指示があった場合には、糸島市、糸島医師会及び福岡市医師会に直ちに連絡。

② 県から連絡を受けた糸島市は、国からの指示に基づき、避難元病院に対して一時移転等を指示。

③ 県から連絡を受けた福岡市医師会は、避難患者の受入れ準備等について、避難先病院へ連絡。

④ 福岡市医師会から連絡を受けた避難先病院は、避難患者の受入れ可能数等を避難元病院及び県災害対策本部へ連絡。

⑤ 県から避難開始の連絡を受けた避難元病院は、患者受入れが可能な避難先病院に連絡し、移送に必要な車両や中継病院での患者引渡時間等を調整。

⑥一時移転等の実施

佐賀県のUPZ内の社会福祉施設等の避難先

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 佐賀県では、UPZ内にある全ての社会福祉施設等（211施設4,985人）については、施設ごとの避難計画を作成しており、施設ごとにあらかじめ避難先施設を確保済み。
- 何らかの事情で、あらかじめ確保している避難先施設が使用できない場合には、佐賀県が受入れ先を調整。

＜UPZ内＞

施設区分	施設数	入所定員
介護保険施設等	183	4,539人
障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業所等	26	377人
児童養護施設	2	69人
合　　計	211	4,985人

施設ごとの
避難先を確保

＜UPZ外（県内17市町）＞

受入施設数	受入可能人数
228	4,539人
17	377人
2	69人
247	4,985人

長崎県のUPZ内の社会福祉施設等の避難先

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- **長崎県では、UPZ内にある全ての社会福祉施設等（68施設1,690人）については、施設ごとの避難計画を作成しており、施設ごとにあらかじめ避難先施設を確保済み。**
- **何らかの事情で、あらかじめ確保している避難先施設が使用できない場合には、長崎県が受入れ先を調整。**

＜UPZ内＞

施設区分	施設数	入所定員等
介護保険施設等	51	1,461人
障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業所等	17	229人※1
児童養護施設	該当なし	該当なし
合　　計	**68**	**1,690人**

施設ごとの避難先を確保

＜ UPZ外（県内８市町） ＞

受入施設数	受入可能人数
61	1,461人
13	229人
－	－
74	**1,690人**

※1　障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業所の入所定員433人のうち、204人は施設敷地緊急事態で家族へ引渡し。
残りの引渡しができない入居者229人はあらかじめ確保している避難先施設に避難。

福岡県のUPZ内の社会福祉施設等の避難先

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 福岡県では、UPZ内にある全ての社会福祉施設等（6施設387人）については、施設ごとの避難計画を作成し、施設ごとにあらかじめ避難先施設を確保済み。
- 何らかの事情で、あらかじめ確保している避難先施設が使用できない場合には、福岡県が受入れ先を調整。

＜ UPZ内＞

施設区分	施設数	入所定員
介護保険施設等	5	327人
障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業所等	1	60人
児童養護施設	該当なし	該当なし
合　　計	6	387人

施設ごとの
避難先を確保

＜ UPZ外（県内10市町）＞

受入施設数	受入可能人数
25	393人
12	78人
－	－
37	471人

佐賀県、長崎県、福岡県のUPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、CATV、ホームページ、緊急速報メールサービス、テレビ、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 連絡が通じない場合は、関係市町職員や消防団員等が、屋内退避・一時移転等の協力を実施。
- 一時移転等が必要となった在宅の避難行動要支援者は、支援者の車両や、県などが確保するバス、福祉車両等（九州電力が配備する福祉車両を含む）で、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は福祉避難所等へ移動する。

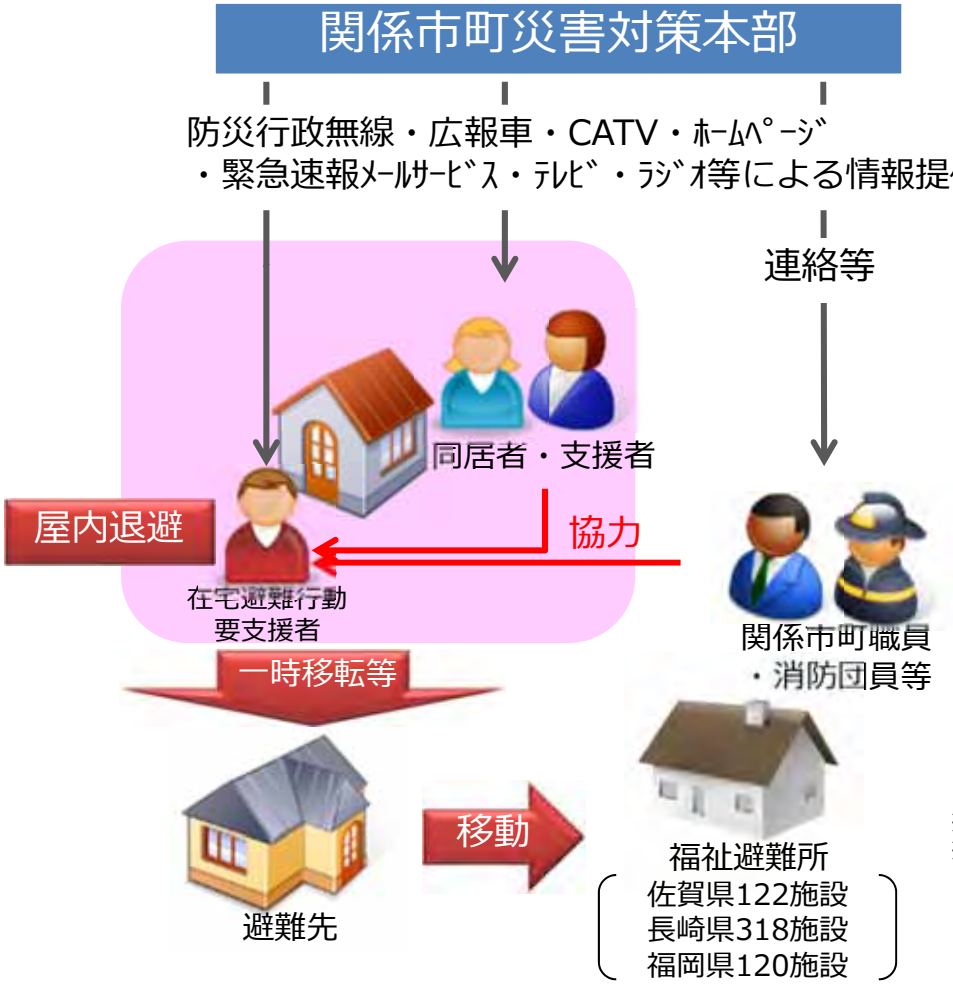

UPZ 内の在宅の避難行動要支援者数

		UPZ内
佐賀県	玄海町	121人（121人）
	唐津市	6,291人（2,555人）
	伊万里市	2,967人（1,481人）
小　計		9,379人（4,157人）
長崎県	松浦市	741人（741人）
	佐世保市	702人（702人）
	平戸市	117人（117人）
	壱岐市	1,675人（1,675人）
小　計		3,235人（3,235人）
福岡県	糸島市	2,488人（2,488人）
合　計		15,102人（9,880人）

※1　（　）内は支援者有り
※2　支援者がいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者が確保できない場合においても、緊急時に消防団や自主防災組織等の避難支援等関係者と情報を共有し、避難支援等関係者による屋内退避・一時移転等の支援ができる体制を整備中。

台風時などにおけるUPZ内の防護措置

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- OIL基準により一時移転等が必要な場合であっても、台風等により気象庁から暴風警報等が発表され、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、無理に避難せずに、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、例えば天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、一時移転等を実施※1。

＜全面緊急事態で天候が回復した場合の対応の例＞ (外出をすることで命に危険が及ぶような場合)

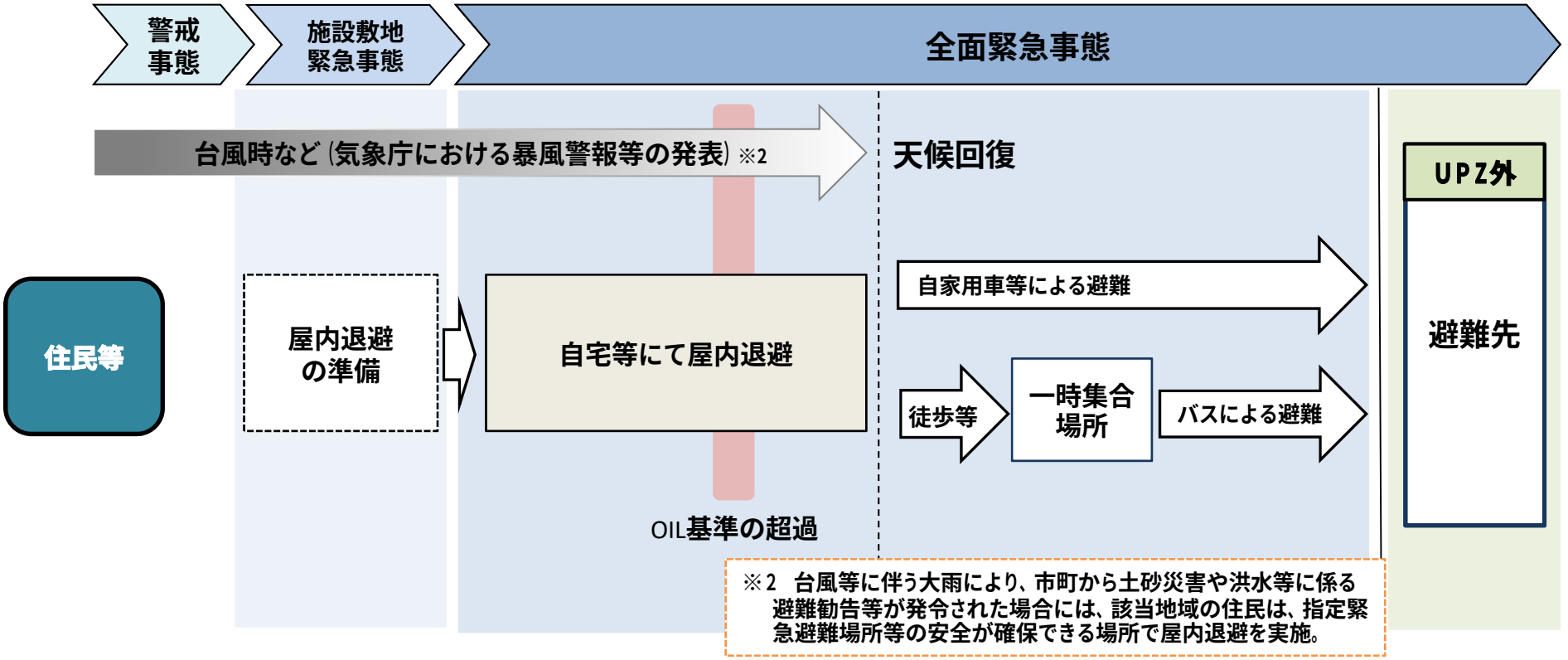

※2　台風等に伴う大雨により、市町から土砂災害や洪水等に係る避難勧告等が発令された場合には、該当地域の住民は、指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所で屋内退避を実施。

※1　仮に、放射性物質放出に至った場合に避難するような場合には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

自然災害等（地震※1）により屋内退避が困難となる場合の基本的な考え方

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 地震による家屋の倒壊等により、家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため市町にて開設する近隣の指定避難所等に避難を実施。
- その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示が出ている中で余震が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先することが重要。このことから、市町にて開設するUPZ内の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ速やかに避難を行う※2。
- なお、屋内退避指示中に避難を実施する際には、国及び佐賀県等は、住民等の避難を安全かつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段のほか、原子力発電所の状況や緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞの結果、気象情報等の情報共有や緊急時の対策についての確認・調整等を行う。

＜屋内退避中に余震が発生し被害が激しくなった場合＞

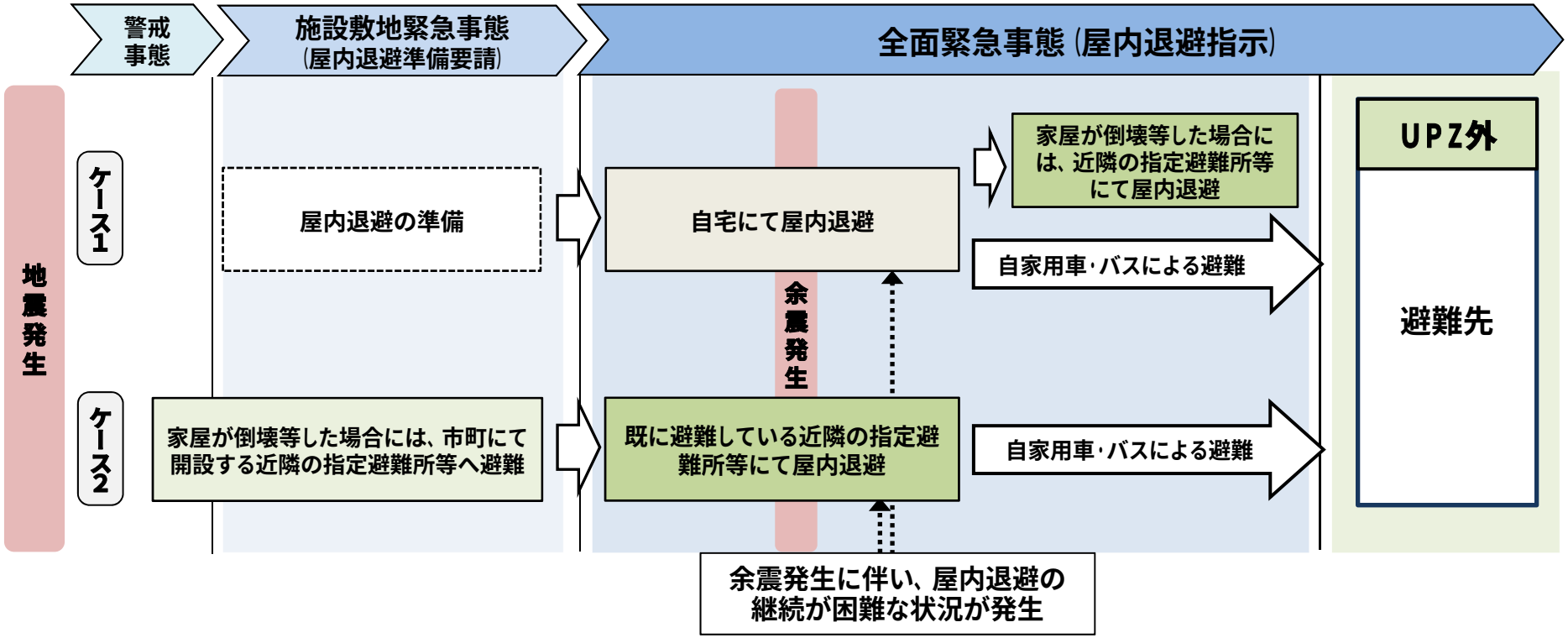

※1 津波との複合災害時における場合もケース2と同様に、まずは津波による人命へのﾘｽｸを回避するため、津波に係る指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所に避難を実施。津波警報解除等津波に対する安全が確保できた場合には、避難経路等を確認した上で避難を実施する。

※2 仮に、放射性物質放出に至った場合に避難するような場合には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

UPZ内の一時移転に必要となる輸送能力の確保

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- UPZ内での一時移転は、緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞの結果に基づき、対象地域を特定し、1週間程度内に実施。この際、必要となる輸送能力の確保については、佐賀県、長崎県、福岡県が、県内のﾊﾞｽ会社等から必要となる輸送手段を調達。
- 佐賀県、長崎県、福岡県内の輸送手段では不足する場合、他県との応援協定に基づき、隣接県等から輸送手段を調達。
- 佐賀県、長崎県、福岡県が確保した輸送手段で対応できない場合、原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請することにより必要な輸送能力を確保。

ﾊﾞｽ会社		保有台数
佐賀県	26社	698台
長崎県	53社	2,173台
福岡県	32社	2,727台

九州・山口各県保有ﾊﾞｽ台数

県名	保有台数
大分県	902台
熊本県	1,604台
鹿児島県	2,315台
宮崎県	795台
山口県	1,165台
計	**6,781台**

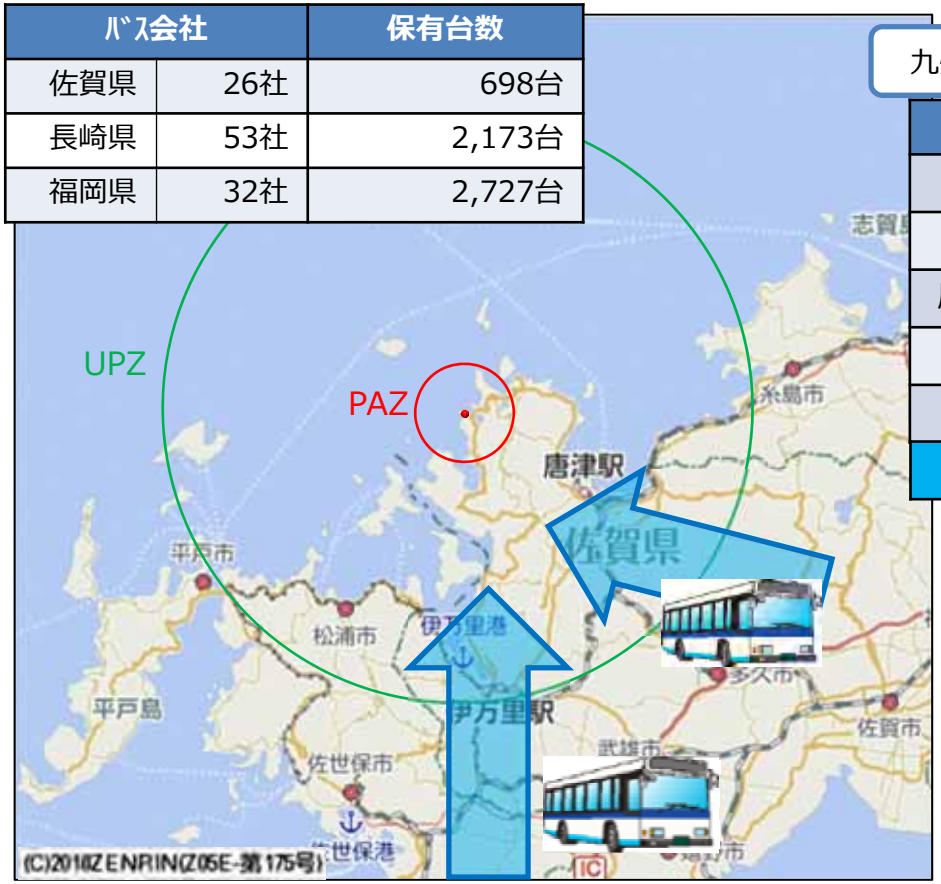

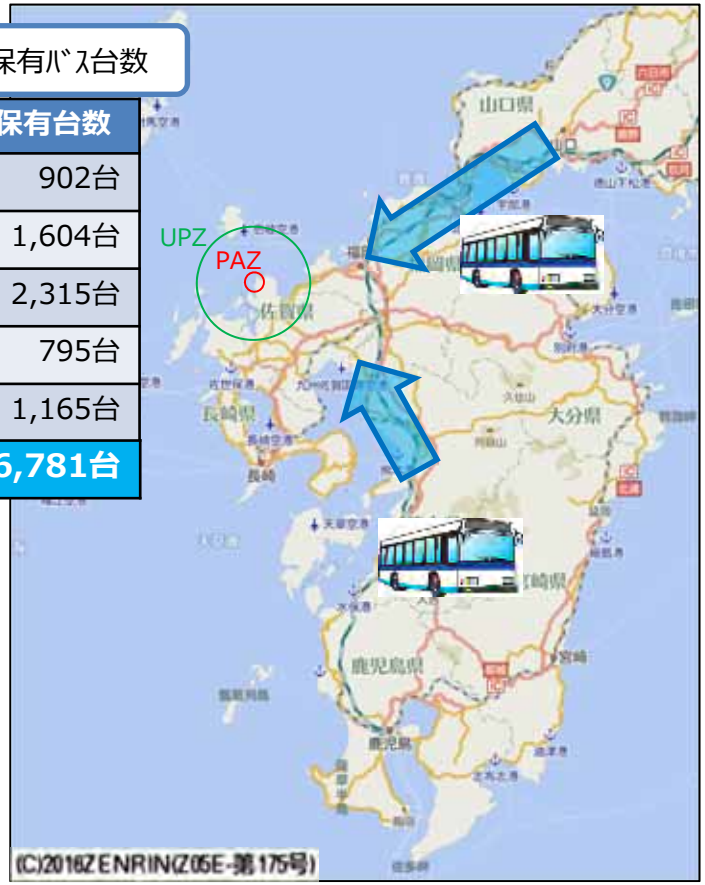

※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施

佐賀県玄海町（げんかいちょう）におけるUPZ内から避難先までの主な経路

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

- **地域毎に予め避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。**

佐賀県唐津市におけるUPZ内から避難先までの主な経路①

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

➢ **地域毎に予め避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。**

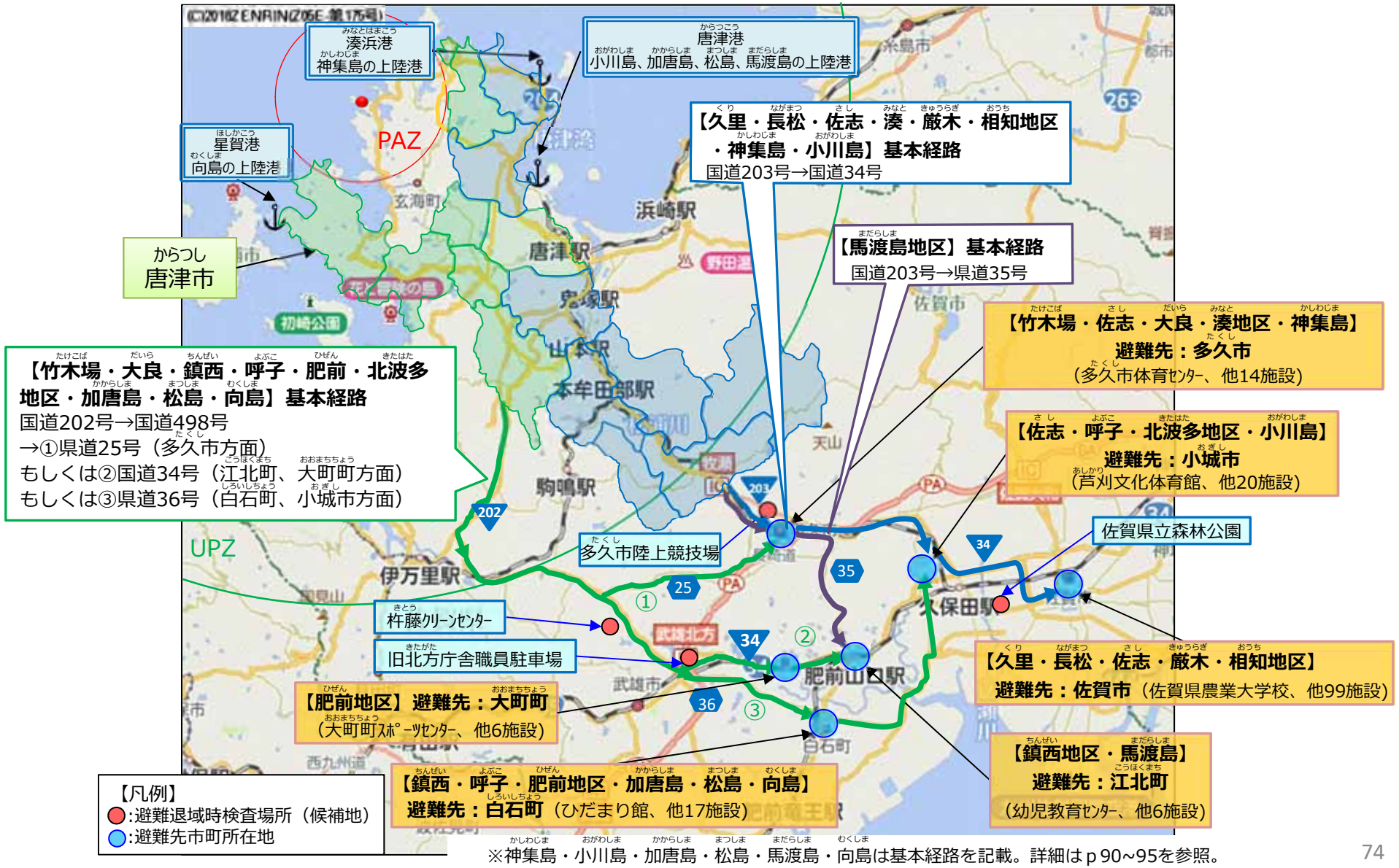

※神集島・小川島・加唐島・松島・馬渡島・向島は基本経路を記載。詳細はｐ90~95を参照。

佐賀県唐津市におけるUPZ内から避難先までの主な経路②

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

- 地域毎に予め避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。
- 唐津市の浜玉地区の浜崎小学校校区、鏡・半田・宇木地区の鏡山小学校校区、東唐津地区の東唐津小学校校区（以下、福岡県経由避難地区という）の住民は、西九州自動車道を利用し福岡県を経由して、佐賀県東部地区に避難を実施。

（※）道路交通情報や現地確認情報から大きな渋滞が現に発生している場合や発生することが容易に想定される場合は、佐賀県内の主要幹線道路（国道323号、国道203号等）の避難を採用する。また佐賀県災害対策本部は住民に対して福岡県経由の避難をしないように緊急速報メールを利用して呼びかけ、主要な交差点やICにおいて佐賀県の主要幹線道路への誘導を行う。

佐賀県伊万里市におけるUPZ内から避難先までの主な経路

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

➢ **地域毎に予め避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。**

長崎県松浦市におけるUPZ内から避難先までの主な経路

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

➢ **地域毎に予め避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。**

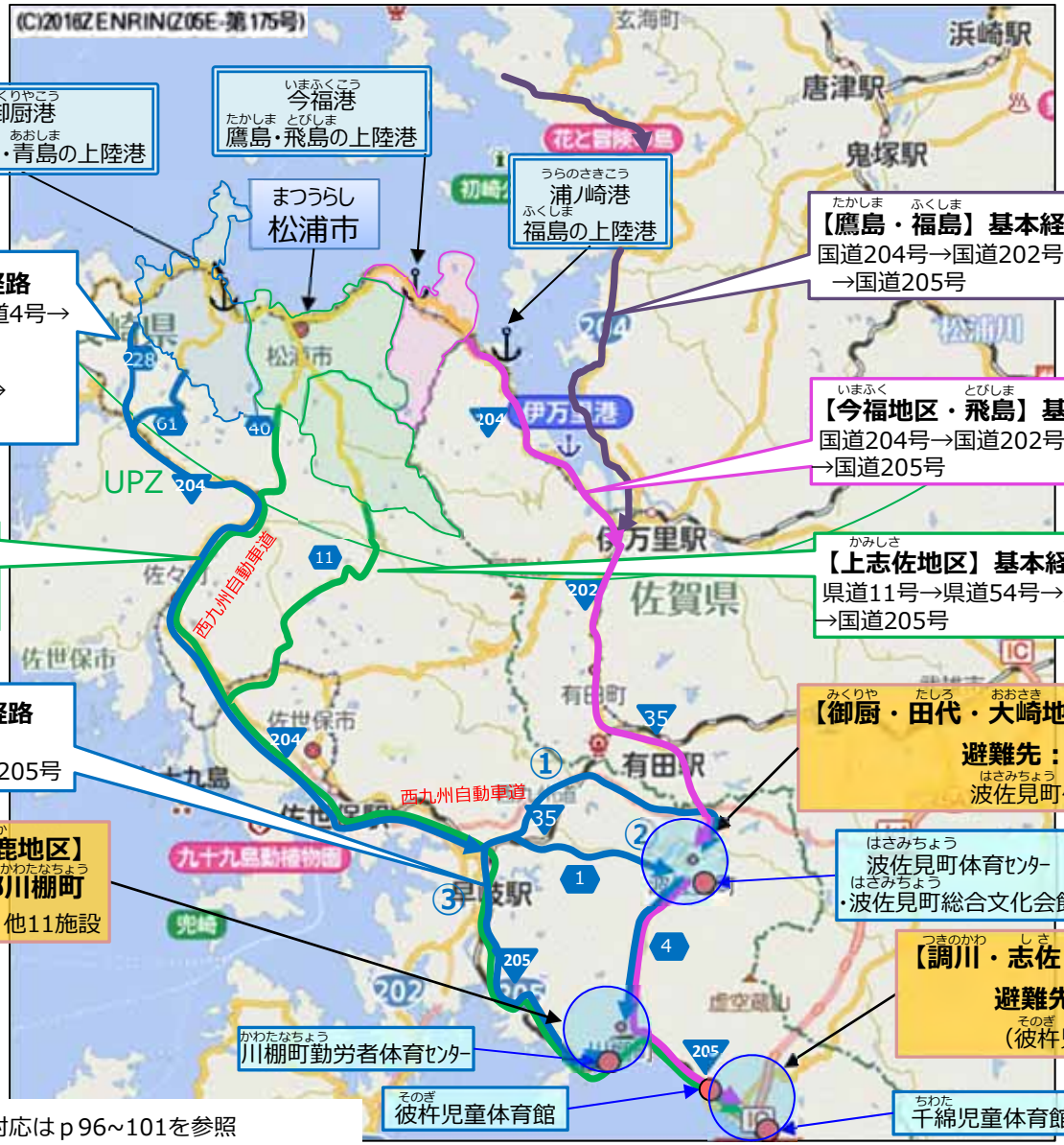

【御厨・田代・大崎地区】基本経路
①国道204号→西九州自動車道→県道4号→
＜波佐見町又は川棚町＞
②国道204号→国道35号→県道1号→
＜波佐見町又は川棚町＞

【鷹島・福島】基本経路
国道204号→国道202号→国道35号→県道4号
→国道205号

【今福地区・飛島】基本経路
国道204号→国道202号→国道35号→県道4号
→国道205号

【調川・志佐地区】基本経路
県道40号→国道204号
→国道35号又は西九州自動車道

【上志佐地区】基本経路
県道11号→県道54号→県道53号→西九州自動車道
→国道205号

【御厨・大崎・星鹿地区】基本経路
③県道61号もしくは県道228号→
国道204号→西九州自動車道→国道205号

【御厨・田代・大崎地区・鷹島・黒島・福島・青島】
避難先：東彼杵郡波佐見町
波佐見町体育センター、他20施設

【御厨・大崎・星鹿地区】
避難先：東彼杵郡川棚町
川棚勤労者体育センター、他11施設

波佐見町体育センター
・波佐見町総合文化会館

【調川・志佐・上志佐・今福地区・飛島】
避難先：東彼杵郡東彼杵町
（彼杵児童体育館、他40施設）

【凡例】
●:避難退域時検査場所（候補地）
●:避難先市町所在地

※鷹島・黒島・福島・飛島・青島の対応はｐ96~101を参照

長崎県佐世保市におけるUPZ内から避難先までの主な経路

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

- **地域毎に予め避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。**

長崎県平戸市におけるUPZ内から避難先までの主な経路

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

➢ **地域毎に予め避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。**

長崎県壱岐市におけるUPZ内から避難先までの主な経路

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

➢ **地域毎に予め避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。**

※壱岐島・三島地区（大島・長島・原島）の対応はｐ105を参照。

福岡県糸島市におけるUPZ内から避難先までの主な経路

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

➢ **予め避難経路を複数設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。**

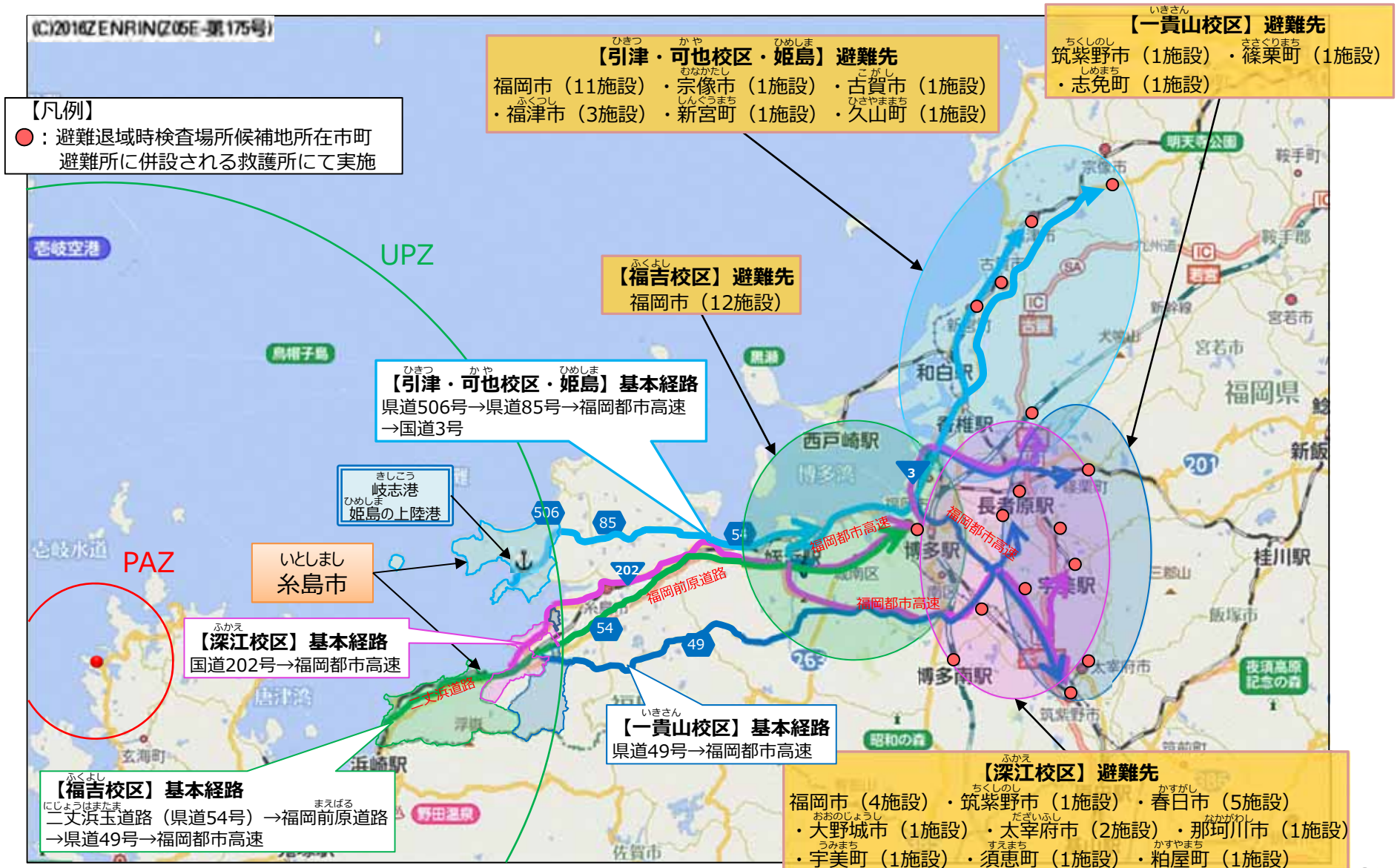

※姫島の対応はp106を参照

他の地方公共団体からの応援計画

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

➢ **原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、佐賀県、長崎県、福岡県に対する関係地方公共団体からの支援策として、5つの応援協定を締結。**

㋐九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定
（佐賀県:平成23年3月7日、長崎県:平成23年3月3日 福岡県:平成23年4月26日）
【対象】
国土交通省九州地方整備局、
佐賀県土木部
長崎県土木部
福岡県県土整備部
【応援内容】
①施設の被害状況の把握
②情報連絡網の構築
③現地情報連絡員(ﾘｴｿﾞﾝ)の派遣
④災害応急措置
⑤その他必要と認められる事項

㋑関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定（平成23年10月31日）
【対象】
関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、九州地方知事会（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県）
【応援内容】
①職員の派遣
②食料、飲料水及び生活必需品の提供
③資機材の提供
④避難者及び傷病者の受入れ
⑤船舶等の輸送手段の確保
⑥医療支援
⑦その他被災府県が要請した措置

㋒全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（平成24年5月18日）
【応援内容】
①人的支援及び斡旋
・救助及び応急復旧等に必要な要員
・避難所の運営支援に必要な要員
・支援物資の管理等に必要な要員
・行政機能の補完に必要な要員
・応急危険度判定士、ｹｰｽﾜｰｶｰ、ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱの斡旋
②物的支援及び斡旋
・食料、飲料水及びその他生活必需物資
・救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
・救援及び救助活動に必要な車両、船艇等
③施設又は業務の提供及び斡旋
・ﾍﾘｺﾌﾟﾀｰによる情報収集等
・傷病者の受入れのための医療機関
・被災者を一時収容するための施設
・火葬場、ｺﾞﾐ・し尿処理業務
・仮設住宅用地
・輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達及び輸送調整に関する支援
④前各号に定めるもののほか、特に要請のあったもの

㋓九州・山口9県災害時応援協定（平成23年10月31日）
【対象】
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県
【応援内容】
①職員の派遣
②食料、飲料水及び生活必需品の提供
③避難施設及び住宅の提供
④緊急輸送路及び輸送手段の確保
⑤医療支援
⑥その他応援のため必要な事項

㋔原子力災害時の相互応援に関する協定（平成13年1月31日）
【対象】
北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県
【応援内容】
①原子力防災資機材の提供
・緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ資機材
・原子力防災活動資機材
・緊急時医療資機材
②職員の派遣
・緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ関係職員
・緊急時医療関係職員
・その他災害対策関係職員

(C)2016Z ENRINZ05E-第175号)